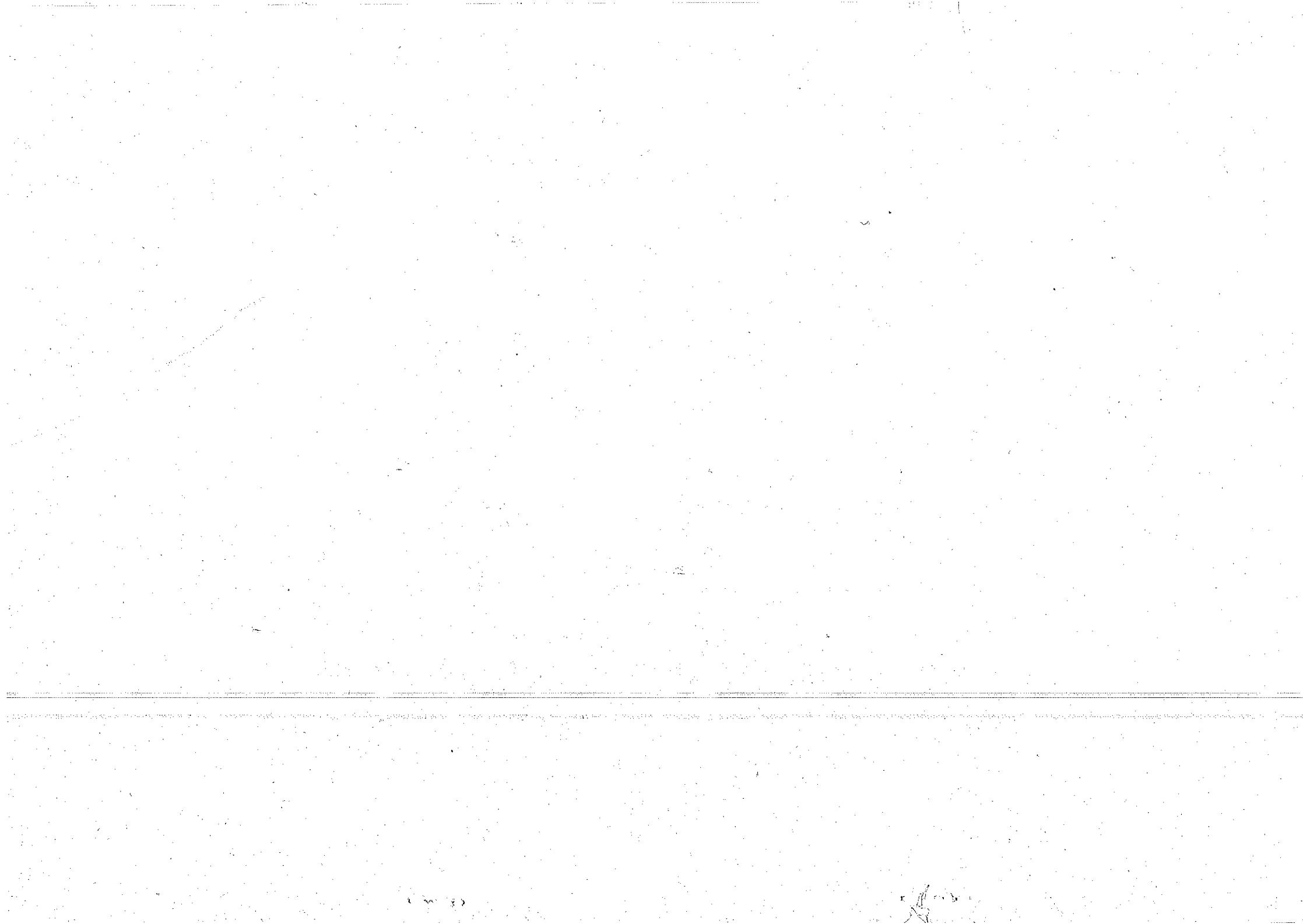


※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
※  
※  
※  
※  
※  
平成 25 年第 1 回箕面市議会定例会議案  
(追加第 1 号)  
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

2 分冊の 1

箕 面 市



平成 25 年第 1 回箕面市議会定例会議案  
(追加第 1 号)

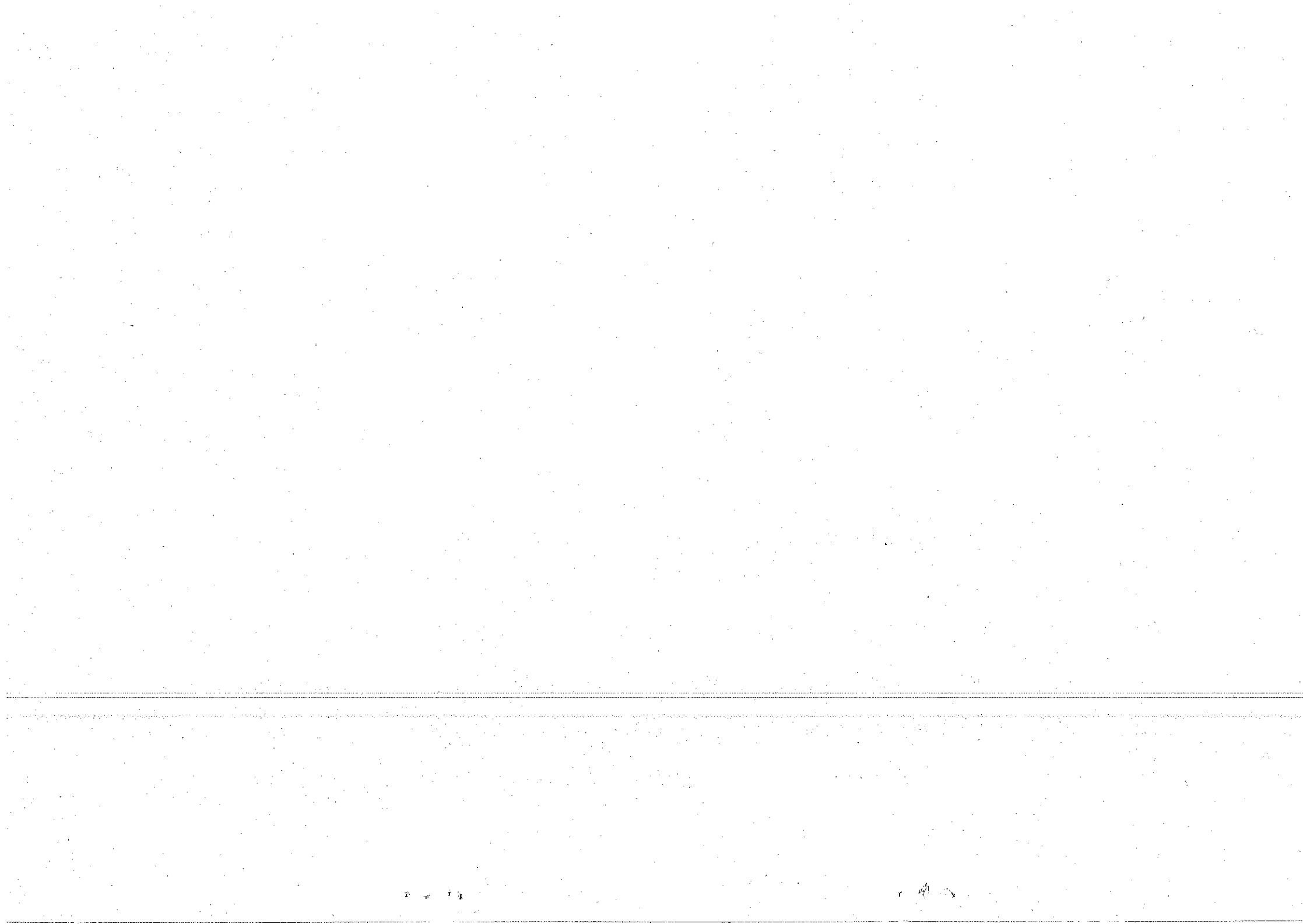
第 25 号議案	市道路線の認定及び廃止の件	1
第 26 号議案	箕面市一般職の職員の給与に関する条例改正の件	5
第 27 号議案	箕面市営モーター ボート競走従事員の給与の種類及び基準に関する条例制定の件	9
第 28 号議案	箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例改正の件	13
第 29 号議案	箕面市企業立地の促進に関する条例制定の件	19
第 30 号議案	箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面白転車駐車場条例制定の件	33
第 31 号議案	箕面市新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件	43
第 32 号議案	箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定の件	45
第 33 号議案	箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定の件	199
第 34 号議案	箕面市病院事業の設置等に関する条例改正の件	265
第 35 号議案	箕面市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例制定の件	269
第 36 号議案	箕面市準用河川管理施設等構造条例制定の件	287

第37号議案	箕面市都市公園条例改正の件	301
第38号議案	箕面市まちづくり推進条例改正の件	307
第39号議案	箕面市営住宅管理条例改正の件	311
第40号議案	箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例制定の件	319
第41号議案	箕面市下水道条例改正の件	323
第42号議案	箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例制定の件	327

\*\*\*\*\*《以上の議案は2分冊の1 / 以下の議案は2分冊の2》\*\*\*\*\*

第43号議案	平成24年度箕面市一般会計補正予算（第11号）	331
第44号議案	平成24年度箕面市一般会計補正予算（第12号）	431
第45号議案	平成24年度箕面市特別会計競艇事業費補正予算（第3号）	485
第46号議案	平成24年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第5号）	505
第47号議案	平成24年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第4号）	521
第48号議案	平成24年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）	547

第 4 9 号議案	平成 2 4 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 2 号）	565
第 5 0 号議案	平成 2 4 年度箕面市特別会計牧落住宅団地事業費補正予算（第 1 号）	577
第 5 1 号議案	平成 2 4 年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第 2 号）	591
第 5 2 号議案	平成 2 4 年度箕面市水道事業会計補正予算（第 3 号）	605
第 5 3 号議案	平成 2 4 年度箕面市水道事業会計補正予算（第 4 号）	615
第 5 4 号議案	平成 2 4 年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）	621



第 25 号議案

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定により次のとおり市道路線を認定し、及び廃止する。

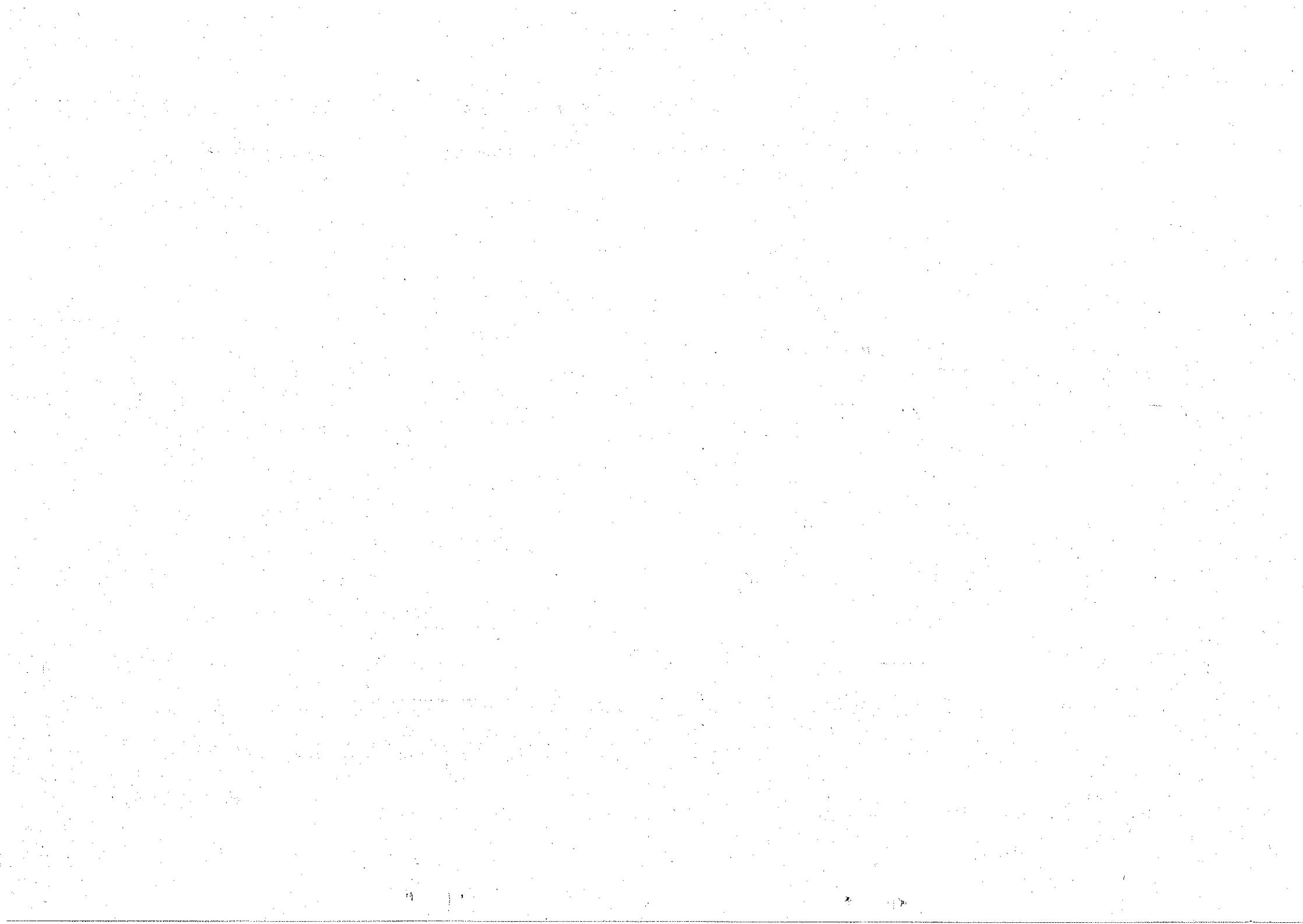
平成 25 年 2 月 27 日提出

箕面市長 倉田哲郎

認定及び廃止する市道路線（別紙のとおり）

（提案理由）

市道小松住宅 2 号線ほか 20 路線を認定し、及び市道小松住宅 2 号線ほか 5 路線を廃止するため、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により提案するものである。



別紙

認定及び廃止する市道路線

1 認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
13408	小松住宅2号線	新稻一丁目44-1	新稻一丁目47-6	
13643	国道南1号線支線	瀬川五丁目1054	瀬川五丁目1061	
13753	紅葉橋北6号線	半町一丁目12-10	半町一丁目12-11	
13754	大阪大学北線	瀬川五丁目1015-6	瀬川五丁目1015-18	
13755	半町中央3号線	半町二丁目144-13	半町二丁目144-13	
13756	箕面小学校東2号線	西小路五丁目497-7	西小路五丁目497-11	
23218	如意谷西1号線	如意谷一丁目114-3	如意谷一丁目100-7	
23428	稻如意谷線西2号線	稻四丁目475-7	稻四丁目475-10	
23429	第2中学校東線	萱野一丁目406-14	萱野一丁目406-17	
23430	芝如意谷西1号線	坊島三丁目93-5	坊島三丁目93-8	
23431	如意谷郵便局西線	坊島三丁目190-20	坊島三丁目190-22	
23432	市立病院東8号線	萱野五丁目1495-6	萱野五丁目1495-6	
33297	西宿たいせい住宅線	西宿一丁目2167-2	西宿一丁目2167-7	
33298	西宿芋川4号線	西宿二丁目178-13	西宿二丁目178-13	
33299	第四中学校南線支線	石丸一丁目117	外院一丁目113-1	

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
43316	間谷住宅55号線	栗生間谷東5丁目240-89	栗生間谷東5丁目380-10	
43483	彩都区画51号線	大字栗生間谷2777	大字栗生間谷2836-2	
43494	中村7号線	栗生間谷西3丁目1883-3	栗生間谷西3丁目1883-8	
43495	山の口11号線	栗生間谷東5丁目580-9	栗生間谷東5丁目577-3	
43496	彩都区画61号線	大字栗生間谷2825	大字栗生間谷2834	
43497	清掃工場線	大字栗生間谷2897-11	大字栗生間谷2898-1	

## 2 廃止路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
13408	小松住宅2号線	新稻一丁目44-1	新稻一丁目44-1	
13436	西公園南線	桜一丁目238	桜一丁目1-33	
13643	国道南1号線支線	瀬川五丁目1054	瀬川五丁目1061	
23218	如意谷西1号線	如意谷一丁目114-3	如意谷一丁目100-7	
43316	間谷住宅55号線	栗生間谷東5丁目240-89	栗生間谷東5丁目240-90	
43483	彩都区画51号線	大字栗生間谷2777	大字栗生間谷2777	

## 第二十六号議案

箕面市一般職の職員の給与に関する条例改正の件  
箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 二十一号

箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例

箕面市一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改める。

（臨時職員の賃金）

第二十二条 法第二十二条第五項及び地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定に基づき臨時に任用された職員（以下「臨時職員」という。）の給与は、第三条から第十三条まで、第十四条から前条まで及び次条から第二十五条までの規定にかかわらず、この条の定めるところによる。

2 臨時職員には、別表第五一般任期付職員医療職給料表における一等級の給料月額を第十七条の規定により算出して得た額を超えない範囲内で職務に応じて規則で定める額を、勤務一時間当たりの賃金として支給する。

3 臨時職員が定められた勤務時間の全部又は一部について勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない時間に係る賃金を支給しない。

4

任命権者があらかじめ定める勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた臨時職員には、その七時間四十五分を超える勤務時間に對して、勤務一時間につき、当該臨時職員の勤務一時間当たりの賃金の額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外割増賃金として支給する。

5

通勤のため交通機関等を利用し、又は自転車等を使用する臨時職員には、月額五万五千円を超えない範囲内で規則で定める額の通勤補助賃金を支給する。ただし、交通機関等の利用又は自転車等の使用によらなければ通勤することが著しく困難な臨時職員以外の臨時職員であつて、徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。

6

臨時職員の賃金は、月の一日から末日までを計算期間とし、翌月の規則で定める期日に支給する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

2

この条例の施行の日前に市長が別に定めた規程（その他これに類するものを含む。）の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの勤務について支給された臨時職員の賃金は、この条例の規定により支給した賃金とみなす。

##### (箕面市職員旅費条例の一部改正)

3

箕面市職員旅費条例（昭和四十八年箕面市条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「非常勤の」を「臨時」に改める。

(箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

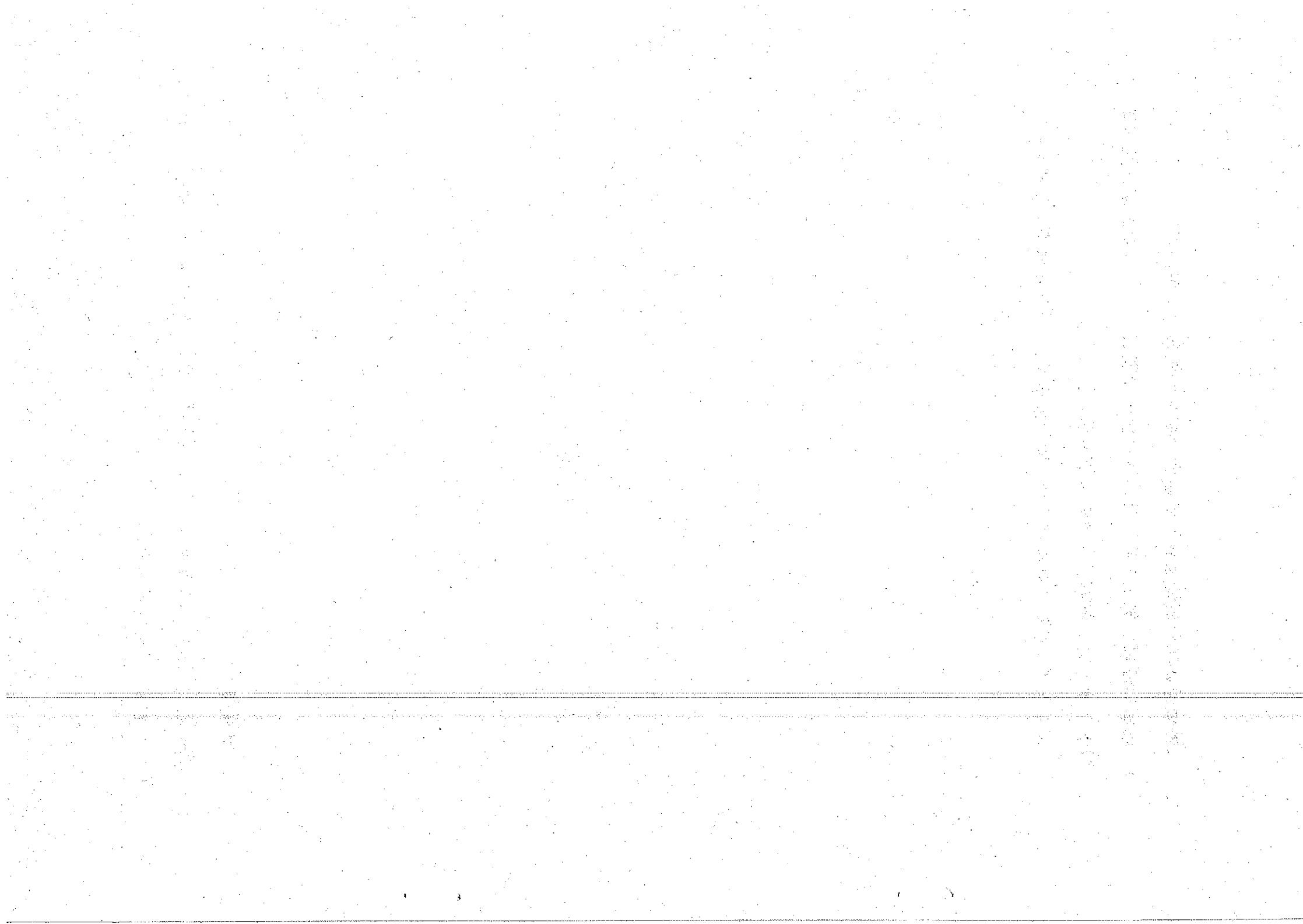
4 箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年箕面市条例第

二十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条（見出しを含む。）中「非常勤職員」を「臨時職員」に改める。

（提案理由）

臨時に任用された職員に支給する給与に関する事項を定めるため、本条例を改正するものである。



第二十七号議案

箕面市営モーターボート競走従事員の給与の種類及び基準に関する条例制定の件

箕面市営モーターボート競走従事員の給与の種類及び基準に関する条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日提出

箕面市条例第 号

箕面市長 倉田哲郎

箕面市営モーターボート競走従事員の給与の種類及び基準に

関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項において準用する地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十八条第四項の規定に基づき、市営モーターボート競走従事員（以下「従事員」という。）の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「従事員」とは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第五項の規定により、箕面市営モーターボート競走条例（昭和三十一年箕面市条例第二十二号）第三条の規定により競走を開催するときその他市長が必要と認める場合において、期間を定めて雇用される者をいう。

(給与の種類)

第三条 従事員の給与の種類は、基本賃金、通勤手当、時間外勤務手当、職務手当、年末年始業務手当及び期末手当とする。

(基本賃金)

第四条 従事員の基本賃金は、日額とし、その区分に応じ、大阪府における最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第九条第一項に規定する地域別最低賃金及び同法第十五条第一項に規定する特定最低賃金並びに全国のモーターボート競走場の従事員の基本給の実情を勘案し、決定するものとする。

(職務手当)

第五条 監督の地位にある従事員については、職務手当を支給することができる。

(通勤手当)

第六条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする従事員（徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満である者を除く。）に対して、その勤務した日について支給する。

(時間外勤務手当)

第七条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた従事員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

2 前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間が一週間当たり四十時間（休憩時間を除く。以下同じ。）を超えて勤務することを命ぜられた従事員には、四十時間を超えて勤務した全時間に対して、時間外勤務手当を支給する。

(年末年始業務手当)

第八条 年末年始業務手当は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの間に勤務を命ぜられた従事員に対して、その勤務した日について支給す

る。

(期末手当)

第九条 期末手当は、六月及び十二月に従事員の区分及び勤務実績に応じて支給する。

(給与の減額)

第十条 従事員が定められた勤務時間の全部又は一部を勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があつた場合を除くほか、その勤務しない時間に係る基本賃金を減額して支給する。

(開催中止時の給与)

第十一条 従事員の正規の勤務時間の開始時刻までに競走が中止となつたときは、正規の勤務時間に係る給与は支給しない。

2 従事員の正規の勤務時間の開始時刻以後に競走が中止となつたときの給与の支給については、規則で定める。

(給与からの控除)

第十二条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第一号）第十三条の二（第一号を除く。）の規定は、従事員に支給する給与からの控除について準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは、「従事員」と読み替えるものとする。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長が別に定めた規程（その他これらに類す

るものを含む。)の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの勤務について支給された従事員の給与及びその他の給与の性格を有する一切の給付は、この条例の規定により支給した給与とみなす。

(提案理由)

箕面市営モーターボート競走従事員の給与の種類及び基準を定めるため、  
本条例を制定するものである。

第二十八号議案

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例改正の件

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日提出

箕面市長 倉田哲郎  
箕面市条例第 号

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市公営企業の設置等に関する条例

第八条第一項及び第二項第三号中「水道事業及び下水道事業」を「公営企業」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「水道事業及び下水道事業」を「公営企業」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「水道事業及び下水道事業」を「公営企業」に改め、同条を第六条とする。

第五条中「水道事業及び下水道事業」を「公営企業」に改め、同条を第四条とする。

第四条の二を削る。

第四条第一項中「水道事業及び下水道事業」を「公営企業の各事業」に、「上下水道企業管理者」を「公営企業管理者」に改め、同条第二項中「上下水道局」を「公営企業組織」に改め、同条を第五条とする。

第三条第一項中「水道事業及び下水道事業」を「公営企業」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第四条とする。

第二条の見出し中「下水道事業の」を削り、同条中「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第三条とする。

第一条の見出し中「水道事業及び下水道事業」を「公営企業」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の二条を加える。

#### （趣旨）

第一条 この条例は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）の規定に基づき、箕面市水道事業及び箕面市公共下水道事業（以下「公営企業」と総称する。）の設置等について必要な事項を定めるものとする。

（箕面市公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第二条 箕面市公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改める。

第一条中「及び箕面市公共下水道事業」を「、箕面市公共下水道事業及び箕面市競艇事業」に改める。

第二条に次の二項を加える。

3 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第一条及び第二条の規定によるモーターボート競走の開催並びにこれに附帯する業務を行うため、箕面市競艇事業（以下「競艇事業」という。）を設置する。

第三条中「下水道事業」の下に「及び競艇事業」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

この条例中第一条及び次項から附則第十七項までの規定は平成二十五年四月一日から、その他の規定は規則で定める日から施行する。

### (箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「上下水道企業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

### (教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

3 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和三十一年箕面市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「上下水道企業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

### (箕面市実費弁償条例の一部改正)

4 箕面市実費弁償条例（昭和三十五年箕面市条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「上下水道企業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

### (箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

5 箕面市特別職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号、附則第二項の表及び別表中「上下水道企業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

### (箕面市防災会議条例の一部改正)

6 箕面市防災会議条例（昭和三十八年箕面市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項第七号中「上下水道企業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

（箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

7 箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第一条中「箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例」を「箕面市公営企業の設置等に関する条例」に、「第一条」を「第二条」に改める。

第四条中「上下水道企業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

（箕面市上下水道企業職員定数条例の一部改正）

8 箕面市上下水道企業職員定数条例（昭和四十二年箕面市条例第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市公営企業職員定数条例

第一条中「箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「箕面市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

（箕面市下水道条例の一部改正）

9 箕面市下水道条例（昭和四十四年箕面市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「上下水道企業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

(箕面市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正)

- 10 箕面市水洗便所改造資金貸付基金条例（昭和四十四年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「上下水道企業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

(箕面市北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

11 箕面市北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和四十七年箕面市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「上下水道企業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

(箕面市職員旅費条例の一部改正)

12 箕面市職員旅費条例（昭和四十八年箕面市条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「上下水道企業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

(箕面市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

13 箕面市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成元年箕面市条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条第一項第三号中「上下水道企業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

(箕面市水道事業給水条例の一部改正)

14 箕面市水道事業給水条例（平成九年箕面市条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「上下水道企業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

(箕面市情報システムの管理運営に関する条例の一部改正)

15 箕面市情報システムの管理運営に関する条例（平成十六年箕面市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「上下水道企業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

(箕面市情報公開条例の一部改正)

16 箕面市情報公開条例（平成十七年箕面市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「上下水道企業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

(箕面市職員の厚生制度に関する条例の一部改正)

17 箕面市職員の厚生制度に関する条例（平成十八年箕面市条例第一号）

の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「箕面市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

(提案理由)

箕面市競艇事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、地方公営企業を整備するため、本条例を改正するものである。

## 第二十九号議案

箕面市企業立地の促進に関する条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日提出

箕面市長 倉田哲郎

### 箕面市条例第 号

箕面市企業立地の促進に関する条例

#### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特例措置の手続（第三条—第十一条）

第三章 彩都西部地区

第一節 特例措置の対象地区（第十二条）

第二節 特別区域事業の特例措置（第十三条—第二十条）

第三節 産業集積事業の特例措置（第二十一条—第二十四条）

第四節 その他事業の特例措置（第二十五条—第二十八条）

第四章 雜則（第二十九条—第三十一条）

附則

第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、本市における企業の立地を促進するための特例措置を講ずることにより、地域経済の活性化及び持続的な発展を図り、もつて産業の振興及び市民生活の向上に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特例措置 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第六条の規定による法人の市民税、固定資産税又は都市計画税の課税に関する箕面市税条例（昭和二十五年箕面市条例第六十六号。以下「市税条例」という。）の課税免除又は不均一課税をいう。

二 特別区域事業 大阪府国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例（平成二十四年大阪府条例第百二十四号。以下「府条例」という。）第五条第一項に規定する認定特区事業をいう。

三 特別区域事業法人 府条例第二条第二号に規定する特区事業法人をいう。

四 産業集積事業 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「企業立地促進法」という。）第七条第一項に規定する同意基本計画において定められた同法第五条第二項第六号に規定する指定集積業種に属する事業をいう。

五 産業集積事業法人 産業集積事業を行う法人をいう。

六 その他事業 地域の特性に応じ、産業集積に資するものとして市長が認める事業をいう。

七 その他事業法人 その他事業を行う法人をいう。

## 第二章 特例措置の手続

### （事業計画の申請）

第三条 新たに営もうとする事業に関し特例措置を受けようとする特別区域事業法人、産業集積事業法人又はその他事業法人（以下「特別区域事業法人等」という。）は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事業

実施に関する計画（以下「事業計画」という。）の認定について、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

- 一 特別区域事業法人 府条例第四条第一項に規定する認定事業計画（同項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）
  - 二 産業集積事業法人 企業立地促進法第十五条第二項に規定する承認事業高度化計画
  - 三 その他事業法人 前条第六号に規定する事業の実施に関する計画（事業計画の認定）
- 第四条 市長は、前条の申請があつた場合において、次の各号の区分に応じ、当該各号の基準に適合すると認めるときは、事業計画の認定を行うものとする。
- 一 特別区域事業法人 府条例第三条第四項の規定により知事の認定を受けたものであること。
  - 二 産業集積事業法人 企業立地促進法第十四条第三項又は第十六条第三項の規定により大阪府知事の承認を受けたものであること。
  - 三 その他事業法人 次のいずれにも該当するものであること。
    - イ 事業計画に係る事業の内容が、この条例の目的に合致するものであること。
    - ロ 事業計画に係る事業が、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
    - ハ イ及びロに掲げるもののほか、規則で定める要件に適合するものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業計画の認定を申請した特別区域事業法人等が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、事業計画の認定をしないものとする。

一 市税の滞納があること。

二 その他事業法人であつて、次のいずれかに該当すること。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業（以下「風俗営業等」という。）を市内において営んでいること。

ロ 事業計画に係る事業が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の利益になるとき。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項第一号ロに該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聞くことができる。

（事業計画の変更）

第五条 特別区域事業法人等は、前条の規定により認定を受けた事業計画（以下「認定計画」という。）の内容を変更しようとするときは、関係法令の規定に基づく手続を行うとともに、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の変更の申請の場合に準用する。

（事業開始の確認）

第六条 特別区域事業法人等は、認定計画に基づく事業（以下「認定事業」という。）を開始したとき又は認定計画に係る固定資産を当該認定事業の用に供したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出て、その確認を受けなければならない。

（実績等の報告）

第七条 前条の認定事業の開始の確認を受けた特別区域事業法人等は、規則で定めるところにより、当該事業年度の認定事業の実績及び当該認定

事業に用いた固定資産の状況を市長に報告しなければならない。

#### (特例措置の決定)

第八条 市長は、前条の報告を受けたときは、認定事業の実績及び当該認定事業に用いた固定資産の状況を確認し、特例措置の適用を決定するものとする。

#### (認定事業の休止、廃止等)

第九条 特別区域事業法人等は、認定事業を廃止し、又はその全部を譲渡しようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならぬ。

2 特別区域事業法人等が認定事業を休止したとき又は認定事業を休止した特別区域事業法人等が当該認定事業を再開したときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出て、その確認を受けなければならぬ。

#### (報告の徴収)

第十条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特別区域事業法人等に対し、その認定事業に関し必要な報告を求めることができる。

#### (事業計画の認定の取消し等)

第十一條 市長は、認定計画（第五条の規定により変更の認定をした認定計画を含む。）が次の各号のいずれかに該当したときは、事業計画の認定を取り消すことができる。

一 特別区域事業にあつては、府条例第十二条の規定により認定が取り消されたとき。

二 産業集積事業にあつては、企業立地促進法第十五条第二項又は第七条第二項の規定により承認が取り消されたとき。

三 その他事業にあつては、第四条第一項第三号の基準に適合しなく

なつたと認められるとき。

- 2 市長は、特別区域事業法人等が次の各号のいずれかに該当したときは、事業計画の認定を取り消すことができる。

一 第四条第二項各号のいずれかに該当したとき。

二 第九条第一項の規定による認定事業の廃止又は譲渡の届出があったとき。

三 この条例に定める手続に違反したとき。

四 関係法令の違反その他社会的信用を失墜させる行為をしたとき。

- 3 市長は、前二項の規定により事業計画の認定が取り消された場合において、その取消しの事由が生じた日の属する年度以後の特例措置が決定されているときは、規則で定めるところによりその決定を取り消すものとする。

### 第三章 彩都西部地区

#### 第一節 特例措置の対象地区

##### (対象地区)

第十二条 次節から第四節までに規定する特例措置（以下この章において「特例措置」という。）の対象となる地区は、彩都西部地区（彩都栗生南一丁目（一番、十六番、十七番及び十八番に限る。）、彩都栗生北四丁目、彩都栗生北五丁目及び彩都栗生北六丁目の区域をいう。以下同じ。）とする。

#### 第二節 特別区域事業の特例措置

##### (特例措置の適用)

第十三条 特別区域事業に係る特例措置は、特別区域事業法人が、彩都西部地区であつて総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域において行うものに限り適用す

る。

(特別区域事業割合等の決定)

第十四条 市長は、第七条の報告を受けた場合において、当該特別区域事業の実績が本市の経済の活性化に資するものとして規則で定める要件に適合すると認めるときは、特例措置の適用として、特別区域事業割合（特別区域事業法人が市内で実施する事業に占める特別区域事業の割合として規則で定めるところにより算定したもの）及び特別区域事業供用割合（特別区域事業法人が前条に規定する国際戦略総合特別区域において取得した固定資産に占める当該特別区域事業の用に供する部分の割合として規則で定めるところにより算定したもの）をいう。以下同じ。）を決定するものとする。

(市民税の均等割の課税の特例)

第十五条 特別区域事業法人が前条の特別区域事業割合の決定を受けたときは、特別区域事業を開始した日の属する事業年度の末日の翌日から五年以内に終了する各事業年度分の市民税の均等割については、市税条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 第四条第一項の認定を受けた日の属する事業年度の前事業年度において市内に事務所等（事務所又は事業所をいう。以下同じ。）を有しない場合で、かつ、当該決定を受けた事業年度において特別区域事業を行う事務所等以外に市内に事務所等又は寮等（寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設をいう。）を有しない場合 当該決定を受けた事業年度の翌事業年度分の市民税の均等割を課さない。
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該決定を受けた事業年度の翌事業年度分の市民税の均等割額の算定に当たり、従業者数の合計数（市税

条例第十三条第二項に規定する従業者数の合計数をいう。以下同じ。)に当該決定を受けた特別区域事業割合を乗じて得た従業者数を従業者数の合計数から控除する。

2 特別区域事業法人が前条の特別区域事業割合の決定を受けたときは、特別区域事業を開始した日の属する事業年度の末日の翌日から五年を超えて十年以内に終了する各事業年度分の市民税の均等割については、市税条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 前項第一号に掲げる場合 当該決定を受けた事業年度の翌事業年度分の市民税の均等割額から当該額の二分の一に相当する額を控除する。
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該決定を受けた事業年度の翌事業年度分の市民税の均等割額から、前項第二号の規定の例により算定した市民税の均等割額を控除した額の二分の一に相当する額を控除する。  
(市民税の法人税割の課税の特例)

第十六条 特別区域事業法人が第十四条の特別区域事業割合の決定を受けたときは、特別区域事業を開始した日の属する事業年度の末日の翌日から五年以内に終了する各事業年度分の市民税の法人税割については、市税条例の規定にかかわらず、当該決定を受けた事業年度の翌事業年度分の市民税の法人税割のうち、当該決定を受けた特別区域事業割合により算定する特別区域事業に係る部分の市民税の法人税割を課さない。

2 特別区域事業法人が第十四条の特別区域事業割合の決定を受けたときは、特別区域事業を開始した日の属する事業年度の末日の翌日から五年を超えて十年以内に終了する各事業年度分の市民税の法人税割については、市税条例の規定にかかわらず、当該決定を受けた事業年度の翌事業年度分の市民税の法人税割額から、当該決定を受けた特別区域事業割合によ

り算定する特別区域事業に係る部分の市民税の法人税割額の一一分の一に相当する額を控除する。

(市民税の課税の特例の適用除外)

第十七条 前条の規定は、特別区域事業法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事業年度に係る法人の市民税については、適用しない。

一 法人の市民税を申告納付すべき期限の日（以下この条において「申告期限」という。）前三年以内に、法第三百二十二条の十一第二項の規定の適用を受けている場合 当該申告期限に係る事業年度

二 申告期限前三年以内に、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第六十八条の規定による法人税に係る重加算税を課されている場合

当該申告期限の日の属する事業年度

三 申告期限前三年以内に、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一百三十五条第一項、第二項若しくは第五項の規定の適用を受けている場合（連結所得に対する法人税についてこれらの規定の適用を受けている場合を除く。）又は法第三百二十二条の八第二十五項の規定の適用を受けている場合 当該申告期限の日の属する事業年度

四 申告期限において市税の滞納がある場合 当該申告期限の日の属する事業年度

五 市内において風俗営業等を営んだ場合 風俗営業等を営んだ日の属する事業年度

六 事業計画の認定が取り消された場合 認定が取り消された日の属する事業年度

(固定資産税及び都市計画税の課税の特例)

第十八条 特別区域事業法人が第十四条の特別区域事業供用割合の決定を

受けたときは、当該決定を受けた固定資産を特別区域事業の用に供した日以後に当該固定資産に対して課される最初の五年度分の固定資産税及び都市計画税については、市税条例の規定にかかわらず、当該決定を受けた年度分の固定資産税及び都市計画税のうち、当該決定を受けた特別区域事業供用割合により算定する特別区域事業に係る部分の固定資産税及び都市計画税を課さない。

2 特別区域事業法人が第十四条の特別区域事業供用割合の決定を受けたときは、前項の規定の適用の対象となる年度に引き続く五年度分の固定資産税及び都市計画税については、市税条例の規定にかかわらず、当該決定を受けた年度分の固定資産税額及び都市計画税額から、当該決定を受けた特別区域事業供用割合により算定する特別区域事業に係る部分の固定資産税額及び都市計画税額の二分の一に相当する額を控除する。

(固定資産税及び都市計画税の課税の特例の適用除外)

第十九条 前条の規定は、固定資産税及び都市計画税の賦課期日において特別区域事業法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該年度分の固定資産税及び都市計画税については、適用しない。

一 市税の滞納があるとき。

二 市内において風俗営業等を営んでいるとき。

三 事業計画の認定が取り消されているとき。

(手続の特例)

第二十条 法人の市民税に係る特例措置の適用を受けようとする特別区域事業法人は、当該適用を受けようとする市民税の申告書に、第八条の規定による決定を受けたことを証する書類の写しその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

2 固定資産税に係る特例措置の適用を受けようとする特別区域事業法人

は、当該適用を受けようとする償却資産に係る固定資産税の申告書に、第八条の規定による決定を受けたことを証する書類の写しその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

### 第三節 産業集積事業の特例措置

#### (特例措置の適用)

第二十一条 産業集積事業に係る特例措置は、第八条の規定により特例措置の決定を受けた産業集積事業法人が、彩都西部地区であつて企業立地促進法第七条第一項に規定する同意基本計画において同法第五条第二項第二号に定める集積区域として設定された区域において行うものに限り適用する。

#### (産業集積事業供用割合の決定)

第二十二条 次条の規定の適用を受けようとする産業集積事業法人に対しては、第十四条の規定を準用し、産業集積事業供用割合を決定するものとする。

#### (特例措置の内容等)

第二十三条 産業集積事業法人が、前条の規定による決定を受けたときは、第十八条第二項の規定を準用し、当該決定を受けた固定資産に対して課される最初の五年度分の固定資産税額及び都市計画税額を算定する。

2 第十九条の規定は、産業集積事業法人について準用する。

#### (手続の特例)

第二十四条 固定資産税に係る特例措置の適用を受けようとする産業集積事業法人に対しては、第二十条第二項の規定を準用する。

#### 第四節 その他事業の特例措置

#### (特例措置の適用)

第二十五条 その他事業に係る特例措置は、第八条の規定により特例措置

の決定を受けたその他事業法人が、彩都西部地区において行うものに限り適用する。

(その他事業供用割合の決定)

第二十六条 次条の規定の適用を受けようとするその他事業法人に対しては、第十四条の規定を準用し、その他事業供用割合を決定するものとする。

(特例措置の内容等)

第二十七条 その他事業法人が、前条の規定による決定を受けたときは、第十八条第二項の規定を準用し、当該決定を受けた固定資産に対して課される最初の五年度分の固定資産税額及び都市計画税額を算定する。

2 第十九条の規定は、その他事業法人について準用する。

(手続の特例)

第二十八条 固定資産税に係る特例措置の適用を受けようとするその他事業法人に対しては、第二十条第二項の規定を準用する。

第四章 雜則

(立入調査)

第二十九条 法第二百九十八条及び第三百五十三条に規定するもののほか、市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、特別区域事業法人等の事務所、事業所その他認定事業を行う場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業の経理)

第三十条 特別区域事業法人等は、認定事業の経理について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を特例措置を受けた年度の終了後五年間保存しなければならない。

(委任)

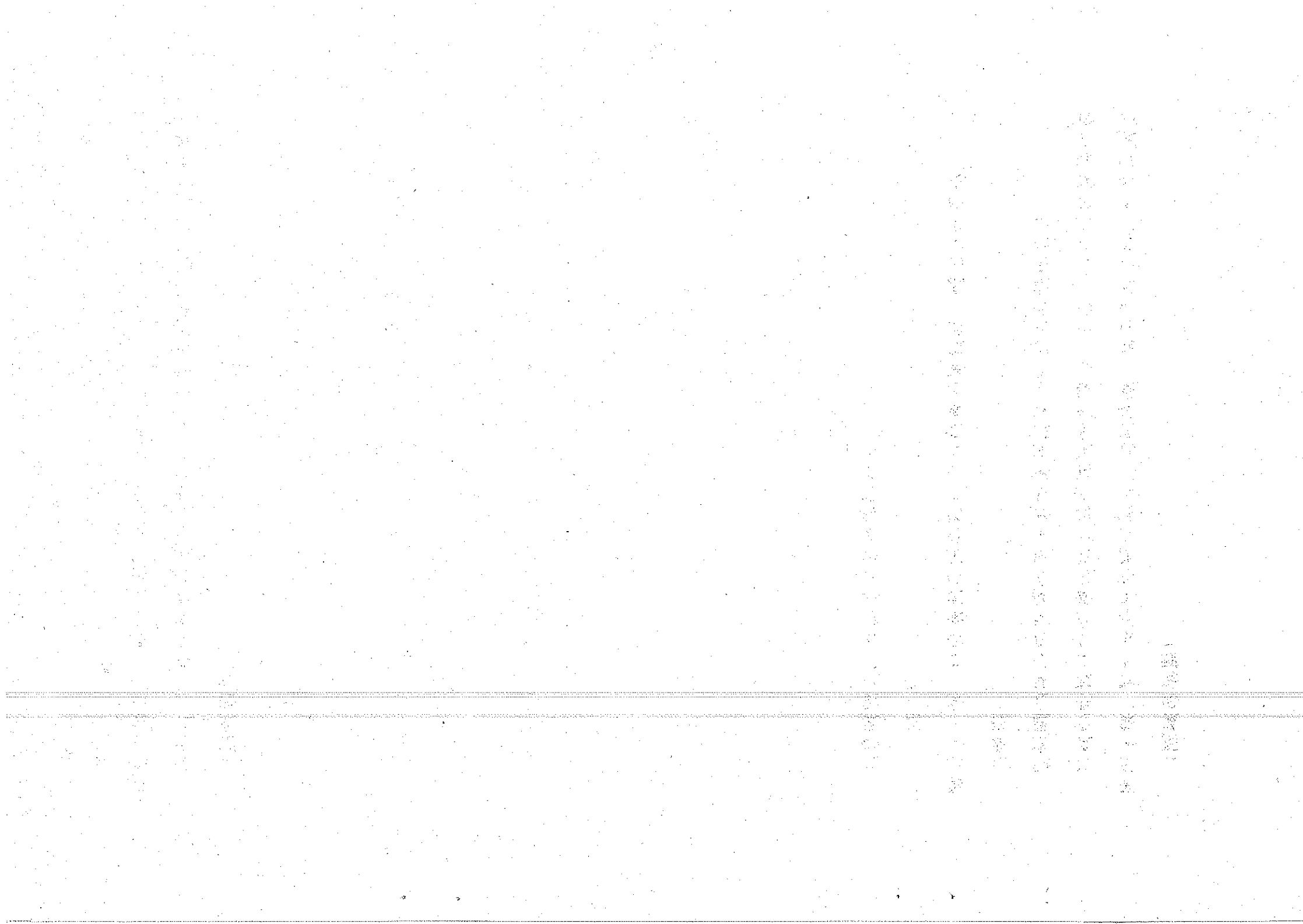
第三十一条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

本市における企業の立地を促進するための特例措置に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。



## 箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例制

## 定の件

箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 一 号

## 箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例

## (設置)

第一条 箕面駅周辺における自動車及び自転車の駐車環境の改善を図り、もって市民の利便及び公共の福祉に資するとともに、商業の振興及び市街地の健全な発展を促進し、当該地域の活性化に資するため、箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場（以下「駐車場等」という。）を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
箕面市立箕面駅前第一駐車場	箕面市箕面六丁目四番
箕面市立箕面駅前第二駐車場	箕面市箕面五丁目一二番六七号
箕面市立箕面自転車駐車場	箕面市箕面六丁目四番

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 普通車 道路交通法施行規則（昭和三十五年總理府令第六十号）第二条の表に規定する普通自動車のうち、長さ五・二五メートル、幅一・九メートル及び高さ二・一メートル以下のものをいう。
- 二 普通車（中型） 道路交通法施行規則第二条の表に規定する普通自動車のうち、長さ五・二五メートル、幅一・九メートル若しくは高さ二・一メートルを超えるもの又は積載量二トン以上三トン未満のものをいう。
- 三 単車 道路交通法施行規則第二条の表に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- 四 原動機付自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車（二輪車に限る。）をいう。
- 五 自転車 道路交通法第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- （事業）
- 第三条 駐車場等は、第一条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
- 一 駐車場等の利用に関する事業
- 二 自動車及び自転車（以下「自動車等」という。）の駐車環境の改善に資する事業
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業（駐車できる自動車等）
- 第四条 箕面市立箕面駅前第一駐車場（以下「第一駐車場」という。）、箕面市立箕面駅前第二駐車場（以下「第二駐車場」という。）及び箕面市立箕面自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）に駐車できる自動車等は、次のとおりとする。

一 第一駐車場 普通車、普通車（中型）及び単車

二 第二駐車場 普通車

三 自転車駐車場 原動機付自転車及び自転車

（第一駐車場の特別利用）

第五条 市長は、箕面市まちづくり推進条例（平成九年箕面市条例第二十二号）第十八条の規定に基づく駐車設備として第一駐車場の一部を特別に利用させるものとする。

（指定管理者による管理）

第六条 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により駐車場等の管理を市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

一 第三条の事業の実施に関すること。

二 駐車場等の施設、附属設備等の維持管理に関する事。

三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項に規定する業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができる。

（指定管理者の指定手続）

第七条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめ駐車場等の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他市長が定める事項を公示するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定

める書類を市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定により提出された事業計画書等を審査し、次に掲げる基準に該当するもののうちから、駐車場等の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
  - 一 駐車場等を利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。
  - 二 前条第二項の業務を効率的に実施できること。
  - 三 駐車場等を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

(指定管理者の候補者選定の特例)

- 第八条 市長は、前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がないときは、指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

- 2 前条第三項の規定は、前項の規定により市長が自ら指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。

(変更の届出)

- 第九条 指定管理者は、その名称、所在地その他市長が定める事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

- 第十条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 地方自治法第二百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。

- 二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

- 三 第六条第二項の業務を適正に行うことができなくなつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、駐車場等の管理運営上不適切な行為があつたとき。

2 市長は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

(供用の日時)

第十一條 駐車場等の供用の日は、毎日とし、供用の時間は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない範囲で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て供用の日時を変更することができる。

(供用の休止)

第十二条 市長は、前条の規定にかかわらず、駐車場等の整備工事その他必要と認めるときは、駐車場等の施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

(駐車の制限)

第十三条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、自動車等の入場を禁じ、又は退場を命じることができる。

- 一 駐車場等が満車であるとき。
- 二 発火、引火又は爆発のおそれがある物品を積載しているとき。
- 三 著しい悪臭を発する物品を積載しているとき。
- 四 他の自動車等の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- 五 災害等により次に掲げる事情があるとき。
  - イ 市が駐車場等を利用する必要があるとき。
  - ロ 駐車場等が利用できないと市長が認めるとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、駐車場等の管理に支障があるとき。

(行為の禁止)

第十四条 駐車場等においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 他の自動車等の駐車を妨げる行為

二 駐車場等の施設及び駐車中の自動車等を汚損し、又は損傷する行為

三 火気を使用する行為

四 飲食物その他物品を販売する行為

五 他の駐車場等を利用する者に対し、寄附を求め、又は物品を配布する行為

（立入りの禁止）

第六条 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が駐車場等の管理に支障があると認める行為

第十五条 駐車場等を利用する者（以下「利用者」という。）その他駐車場等に用務のある者以外は、駐車場等へ立ち入ってはならない。  
(利用料金)

第十六条 利用者は、駐車場等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲

で、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を規則で定める基準に従い、還付するこ

とができる。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第十七条 指定管理者は、駐車場等の管理運営を行うに際し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 駐車場等の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関するして知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(原状回復義務)

第十八条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第十条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなつた駐車場等の施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第十九条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により駐車場等の施設、附属設備等を破損し、若しくは滅失し、又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(善良な管理者の注意義務)

第二十条 指定管理者は、駐車場等における自動車等の駐車に関し、善良な管理者として注意を怠らなかつたときは、駐車している自動車等の損傷又は滅失について損害賠償の責を負わない。

(委任)

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(箕面市立箕面駅前自動車駐車場条例の廃止)

2 箕面市立箕面駅前自動車駐車場条例（平成十六年箕面市条例第四十八号）は、廃止する。

### (準備行為)

3 管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他駐車場等の管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行なうことができる。

### (選定事業者を指定管理者に指定する場合の特例)

4 市長は、この条例に基づく最初の指定管理者の指定手続については、

第七条の規定にかかわらず、駐車場等の建設に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「PFI法」という。）第七条第一項の規定により選定した民間事業者（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

5 第七条第三項の規定は、前項の規定により選定事業者を指定管理者の候補者として選定する場合について準用する。

6 第六条第三項の規定にかかわらず、附則第四項の規定により指定された指定管理者が会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第四条に規定する特別目的会社である場合に限り、指定管理者は、PFI法第七条第一項の公募に応募した者に対し、あらかじめ市長の承認を得て、業務の全部又は一部を委託することができる。

### (経過措置)

附則第二項の規定による廃止前の箕面市立箕面駅前自動車駐車場条例の規定により発行された自動車定期駐車券及び自動車回数駐車券並びに次項の規定による改正前の箕面市立自転車駐車場条例の規定により発行された駐車定期券及び回数駐車券の取扱いについては、なお従前の例による。

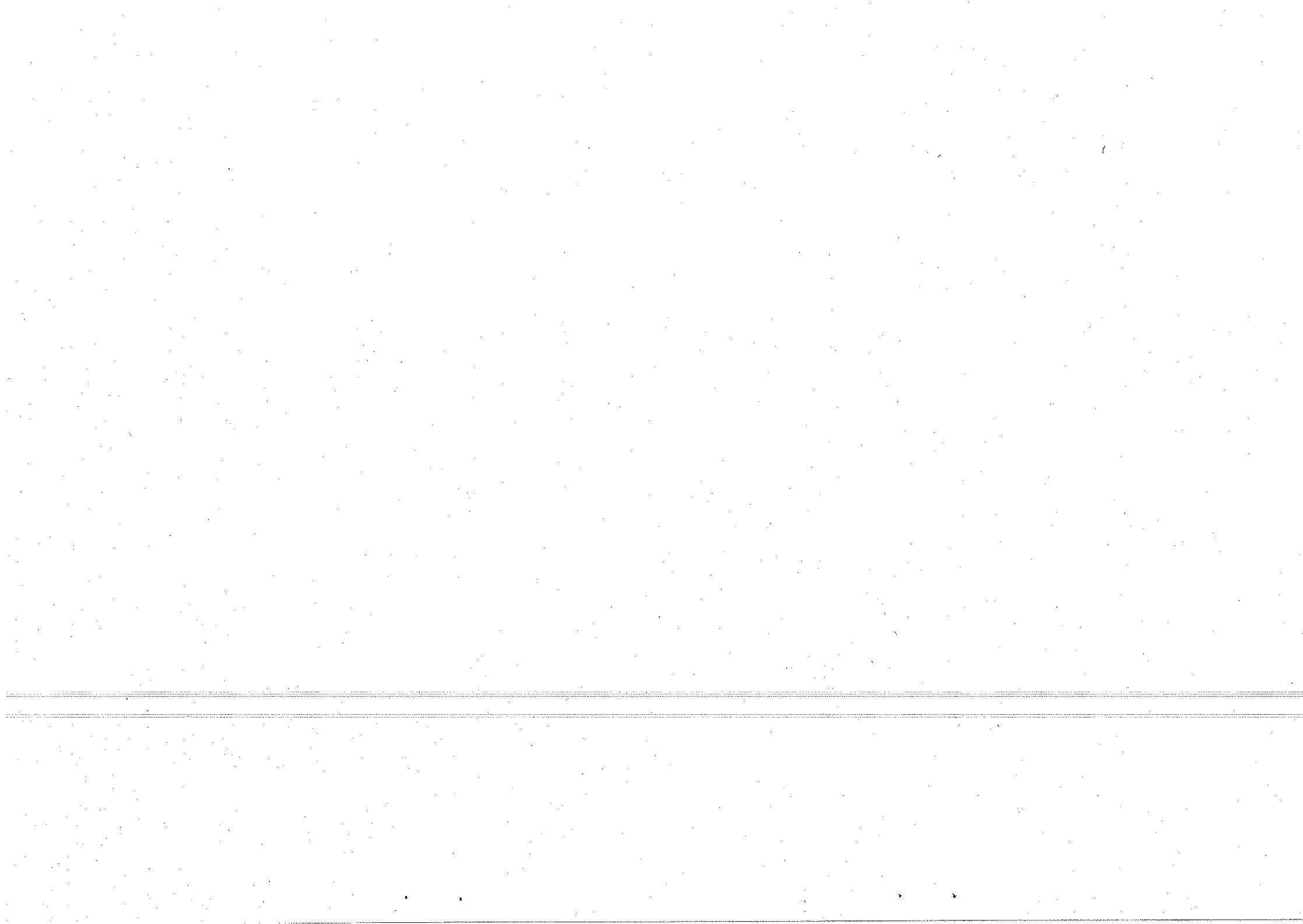
(箕面市立自転車駐車場条例の一部改正)

8 箕面市立自転車駐車場条例（昭和五十五年箕面市条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中箕面市立箕面自転車駐車場の項を削る。

(提案理由)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく公共施設等運営事業の実施に当たり、箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場を設置するとともに、その管理について指定管理者制度を活用するため、本条例を制定するものである。



### 第三十一号議案

箕面市新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件

箕面市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市新型インフルエンザ等対策本部条例

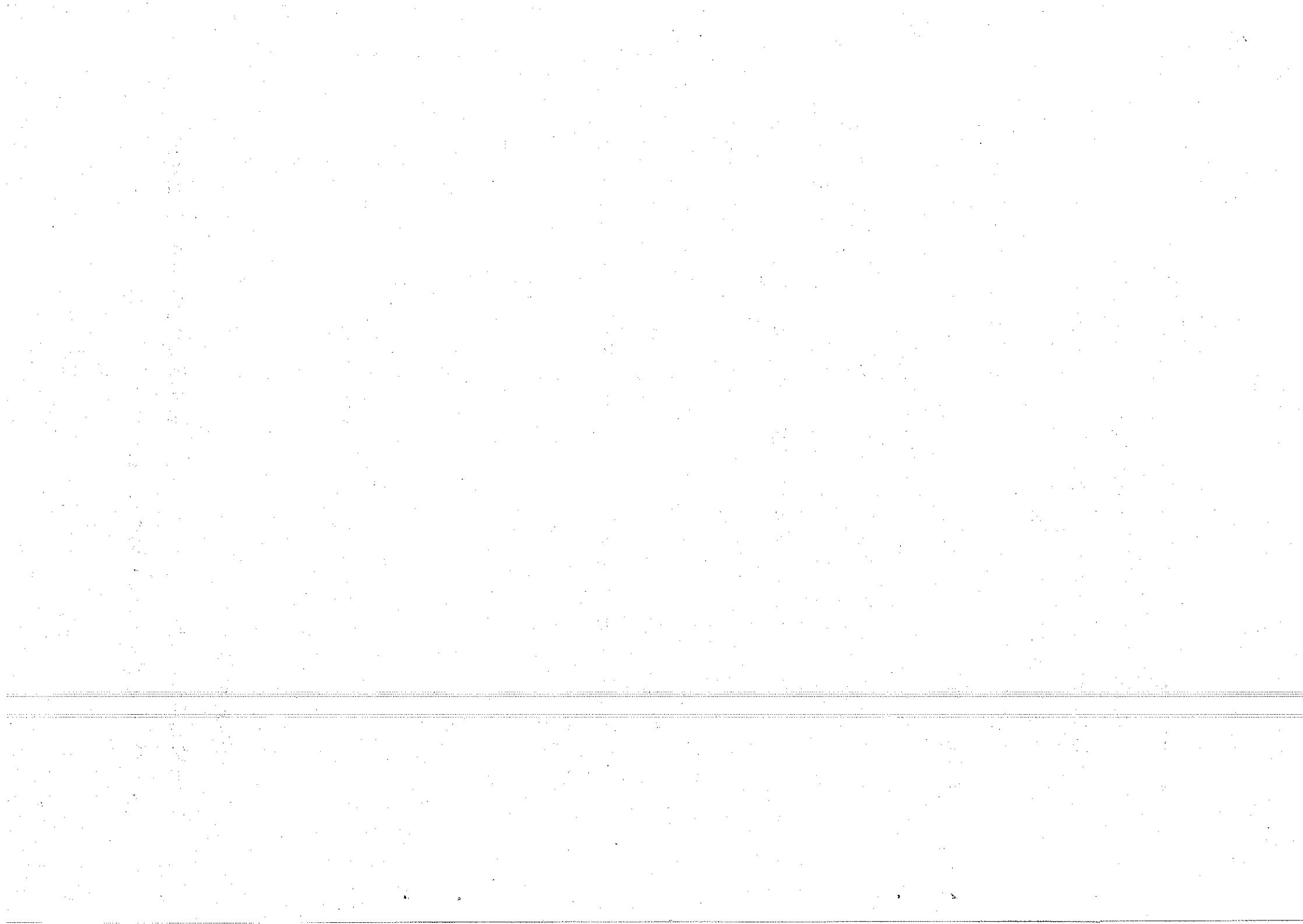
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十七条において準用する同法第二十六条の規定に基づいて定める本市における新型インフルエンザ等対策本部に關し必要な事項については、箕面市災害対策本部条例（昭和三十八年箕面市条例第五号）の規定の例による。

#### 附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

#### （提案理由）

本市における新型インフルエンザ等対策本部について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。



### 第三十二号議案

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定の件

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日提出

箕面市条例第 号  
箕面市長 倉田哲郎

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

#### 目次

##### 第一章 総則（第一条～第四条）

##### 第二章 指定地域密着型サービスの指定に関する基準（第五条）

##### 第三章 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護

###### 第一節 基本方針等（第六条・第七条）

###### 第二節 人員に関する基準（第八条・第九条）

###### 第三節 設備に関する基準（第十条）

###### 第四節 運営に関する基準（第十二条～第十四条）

第五節 連携型指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第四十五条・第四十一条～六条）

##### 第四章 夜間対応型訪問介護

###### 第一節 基本方針等（第四十七条・第四十八条）

###### 第二節 人員に関する基準（第四十九条・第五十条）

###### 第三節 設備に関する基準（第五十一条）

#### 第四節 運営に関する基準（第五十二条—第六十一条）

##### 第五章 認知症対応型通所介護

###### 第一節 基本方針（第六十二条）

###### 第二節 人員及び設備に関する基準

第一款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第六十三条—第六十五条）

第二款 共用型指定認知症対応型通所介護（第六十六条—第六十八条）

###### 第三節 運営に関する基準（第六十九条—第八十二条）

###### 第六章 小規模多機能型居宅介護

###### 第一節 基本方針（第八十三条）

第二節 人員に関する基準（第八十四条—第八十六条）

第三節 設備に関する基準（第八十七条・第八十八条）

第四節 運営に関する基準（第八十九条—第一百十条）

###### 第七章 認知症対応型共同生活介護

###### 第一節 基本方針（第一百十一条）

第二節 人員に関する基準（第一百十二条—第一百十四条）

第三節 設備に関する基準（第一百十五条）

第四節 運営に関する基準（第一百十六条—第一百三十条）

###### 第八章 地域密着型特定施設入居者生活介護

###### 第一節 基本方針（第一百三十二条）

第二節 人員に関する基準（第一百三十二条・第一百三十三条）

第三節 設備に関する基準（第一百三十四条）

第四節 運営に関する基準（第一百三十五条—第一百五十一条）

第九章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

## 第一節 基本方針（第一百五十二条）

第二節 人員に関する基準（第一百五十三条）

第三節 設備に関する基準（第一百五十四条）

第四節 運営に関する基準（第一百五十五条—第一百七十九条）

第五節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第一百八十一条・第一百八十二条）

第二款 設備に関する基準（第一百八十二条）

第三款 運営に関する基準（第一百八十三条—第一百九十二条）

第十章 複合型サービス

第一節 基本方針（第一百九十二条）

第二節 人員に関する基準（第一百九十三条—第一百九十五条）

第三節 設備に関する基準（第一百九十六条・第一百九十七条）

第四節 運営に関する基準（第一百九十八条—第二百四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十八条の二第一項及び第四項第一号並びに法第七十八条の四第一項及び第二項の規定に基づき、法で定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例の用語の意義は、法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四

号）の定めるところによる。

（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）

第三条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者（指定地域密着型サービスを利用する者をいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（指定地域密着型サービス事業者の事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第四条 法第七十八条の四第一項の基準及び員数並びに同条第二項の基準は、第三章から第十章までに定めるところによる。

第二章 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準

第五条 法第七十八条の二第一項の条例で定める数は、二十九人以下とする。

2 法第七十八条の二第四項第一号の条例で定める者は、法人とする。

3 前項において、次に掲げる法人及びこれに準ずる法人を除く。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第

七十七号）第二条第二号に規定する暴力団

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員がその役員のうちにいる法人

三 第一号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員が経営し、又は実質的に経営を支配する法人

### 第三章 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護

#### 第一節 基本方針等

##### (基本方針)

第六条 指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・隨時対応型訪問介護看護（以下「指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は隨時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

##### (指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護)

第七条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。

- 一 訪問介護員等（指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たる法第八条第二項に規定する介護福祉士その他政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）
- 二 あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、隨時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ。）による対応の要否等を判断するサー

ビス（以下この章において「随時対応サービス」という。）

三 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話（以下この章において「随時訪問サービス」という。）

四 法第八条第十五項第一号に該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助（以下この章において「訪問看護サービス」という。）

## 第二節 人員に関する基準

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）

第八条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。

- 一 オペレーター（随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下この章において同じ。） 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて一以上確保されるために必要な数以上
- 二 定期巡回サービスを行う訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる法第八条第二項に規定する介護福祉士その他政令で定める者をいう。以下この章において同じ。） 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するためには必要な数以上

三 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等 提供時間帯を通じて、隨時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が一以上確保されるために必要な数以上

それぞれ次に定める員数

四 訪問看護サービスを行う看護師等 次に掲げる職種の区分に応じ、  
1 イ 保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で二・五以上  
2 ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当数

- 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であつて、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第一項第四号イの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第二項のサービス提供責任者又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第五条第二項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に三年以上従事した経験を有する者をもって充てができる。
- 3 オペレーターのうち一人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。
- 4 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただ

し、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（第四十九条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。）の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

5 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所に次の各号に掲げりいずれかの施設等が併設されている場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後六時から午前八時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

一 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第二百二十二条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第一百五十三条第十二項において同じ。）

二 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第二百四十二条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。）

三 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第二百七十四条第一項に規定する指定特定施設をいう。）

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第八十四条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）

五 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第二百十二条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第六十六条第一項、

第六十七条、第八十四条第六項第一号、第八十五条第三項及び第八十  
六条において同じ。)

六 指定地域密着型特定施設（第百三十一条第一項に規定する指定地域  
密着型特定施設をいう。第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第  
八十四条第六項第二号において同じ。）

七 指定地域密着型介護老人福祉施設（第百五十二条第一項に規定する  
指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第六十六条第一項、第六十  
七条第一項及び第八十四条第六項第三号において同じ。）

八 指定複合型サービス事業所（第百九十三条第一項に規定する指定複  
合型サービス事業所をいう。第六章から第九章までにおいて同じ。）

#### 九 指定介護老人福祉施設

#### 十 介護老人保健施設

十一 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）  
附則第二百三十条の二第一項の規定による改正前の介護保険法（以下「平成  
十八年旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指  
定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービス  
の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障が  
ない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回  
サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対  
応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7 午後六時から午前八時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪  
問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がな  
い場合は、第四項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、

8 隨時訪問サービスに従事することができる。

9 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第一項の規定にかかわらず、午後六時から午前八時までの間は、随時訪問サービスを行いう訪問介護員等を置かないことができる。

10 看護職員のうち一人以上は、常勤の保健師又は看護師（第二十七条第一項及び第二十八条において「常勤看護師等」という。）でなければならぬ。

11 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者であつて看護師、介護福祉士等であるもののうち一人以上を、利用者に対する第二十八条第一項に規定する定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において『計画作成責任者』という。）としなければならない。

12 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号イに規定する人員に関する基準を満たすとき

(同条第五項の規定により同条第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第一百九十三条第十項の規定により同条第一項第一号イに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、第一項第四号イに規定する基準を満たしているものとなすことができる。

#### (管理者)

第九条 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

#### 第三節 設備に関する基準

##### (設備及び備品等)

第十条 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第一号に掲げる機器等については、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を探査するための体制を確

保している場合であつて、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えなことができる。

一 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる通信機器等

二 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等  
3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となつたときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者（第四十九条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護（第四十七条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第五十一条に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第十一条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三十三条に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければ

ならない。

- 2 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

- イ 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- ロ 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを受け取る方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならぬ。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者が使用するもの

## 二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつた場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

### (提供拒否の禁止)

第十二条 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由なく指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供を拒んではならない。  
(サービス提供困難時の対応)

第十三条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第十四条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十八条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を提供するよう努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第十五条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。

2 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援者が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の三十日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十六条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第六十九条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第十七条 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対しても適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第十八条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第六十五条の四各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することとの他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第十九条 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第六十五条の四第一号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第二十条 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第二十一条 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、

初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第二十二条** 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供日及び内容、当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護について法第四十二条の二第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

**第二十三条** 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随时対応

型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十四条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)

第二十五条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随时対応サービス及び隨時訪問サービスについては、利用者からの隨時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。

2 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、定

期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第二十六条 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 定期巡回サービスの提供に当たつては、第二十八条第一項に規定する定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。
- 二 隨時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者的心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。
- 三 隨時訪問サービスの提供に当たつては、第二十八条第一項に規定する定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの隨時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。
- 四 訪問看護サービスの提供に当たつては、主治の医師との密接な連携及び第二十八条第一項に規定する定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者的心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとする。
- 五 訪問看護サービスの提供に当たつては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行うものとする。
- 六 特殊な看護等については、これを行つてはならないものとする。
- 七 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たつては、懇切

丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

八 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。

九 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。

#### (主治の医師との関係)

第二十七条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならぬ。

3 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第一項に規定する定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画(訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。)及び同条第十一項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 医療機関が当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、前二項の規定にかかわらず、第二項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画及び次条第十一項に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の

診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもつて代えることができる。

（定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画等の作成）

第二十八条 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び隨時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随时訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画を作成しなければならない。

- 2 定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。
- 3 定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）の結果を踏まえ、作成しなければならない。
- 4 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画については、第一項に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を

達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。

- 5 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、前項の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、次項に規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力をわなければならない。

6 計画作成責任者は、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

7 計画作成責任者は、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付しなければならない。

8 計画作成責任者は、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画の変更を行うものとする。

9 第一項から第七項までの規定は、前項に規定する定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画の変更について準用する。

10 訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。

11 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

12 前条第四項の規定は、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書の作成に

ついて準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第二十九条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護（随时対応サービスを除く。）の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第三十条 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によつて保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第三十一条 定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者は、現に指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供を行つているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者が看護職員である場合にあつては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

(管理者等の責務)

第三十二条 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の管理者は、

当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 計画作成責任者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所に対する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行うものとする。

#### (運営規程)

第三十三条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 個人情報の取扱い
- 八 苦情処理に関する事項
- 九 高齢者の虐待防止に関する事項
- 十 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- 十一 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第三十四条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を提供できるよう、

指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・隨時

対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・隨時対応型訪

問介護看護事業所の定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者によつて指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を提供しなければならない。た

だし、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築してお

り、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の効果

的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、

定期巡回サービス、随时対応サービス又は隨時訪問サービスの事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、午後六時から午前八時までの間に行われる隨時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

4 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第三十五条 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第三十六条 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十七条 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・

隨時対応型訪問介護看護事業所の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、サービス担当者会

議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(広告)

第三十八条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第三十九条 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第四十条 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護に關し、法第二十三条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

4

指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、市からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5

指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

#### （地域との連携等）

第四十一条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たつては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市職員又は当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第一百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね三月に一回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、前項の報告、評価、

要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第四十二条 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

- 第四十三条 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の

会計を区分しなければならない。

(記録等の整備)

第四十四条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録等を整備しておかなければならぬ。

2 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、当該記録等に係る指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を提供した日（第一号に掲げる計画にあっては当該計画の完了の日、第二号に掲げる記録にあっては当該提供したサービスに係る介護給付費の支払を受けた日、第五号に掲げる記録にあっては当該通知の日）から五年間保存しなければならない。

一 定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画

二 第二十二条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第二十七条第二項に規定する主治の医師による指示の文書

四 第二十八条第十一項に規定する訪問看護報告書

五 第三十条に規定する市への通知に係る記録

六 第四十一条第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 第四十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

第五節 連携型指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例

(適用除外)

第四十五条 連携型指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護（指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護のうち法第八条第十五項第二号に該当する

ものをいう。次条において同じ。)の事業を行う者(以下「連携型指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「連携型指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、第八条第一項第四号、第九項、第十項及び第十二項の規定は、適用しない。

2 連携型指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者については、第二十七条、第二十八条第四項(同条第九項において準用する場合を含む。)、第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)及び第十項から第十二項まで並びに前条第二項第三号及び第四号の規定は、適用しない。

(指定訪問看護事業者との連携)

第四十六条 連携型指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しなければならない。

2 連携型指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者(以下この項において「連携指定訪問看護事業者」という。)との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次に掲げる事項について必要な協力を得なければならない。

- 一 第二十八条第三項に規定するアセスメント
- 二 随時対応サービスの提供に当たつての連絡体制の確保
- 三 第四十一条第一項に規定する介護・医療連携推進会議への参加
- 四 前各号に掲げるもののほか、連携型指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供に当たつて必要な指導及び助言

## 第一節 基本方針等

### (基本方針)

第四十七条 指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間にいて、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間ににおいて安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

### （指定夜間対応型訪問介護）

第四十八条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、隨時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる法第八条第二項に規定する介護福祉士その他政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第一項第一号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

2 オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に一箇所以上設

置しなければならない。ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。

## 第二節 人員に関する基準

### (訪問介護員等の員数)

第四十九条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。

ただし、前条第二項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

一 オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として一以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として一以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

二 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。

三 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が一以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員をもつて充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であつて、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、三年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもつて充てることができる。

(管理者)

第五十条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従

事することができるものとする。

### 第三節 設備に関する基準

#### (設備及び備品等)

第五十一条 指定夜間対応型訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯せなければならぬ。ただし、第一号に掲げる機器等については、指定夜間対応型訪問介護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であつて、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。

一 利用者的心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等  
二 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等

3 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となつたときに適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第十条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしてい

るものとみなすことができる。

#### 第四節 運営に関する基準

(指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針)

第五十二条 指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間ににおいて安心してその居宅において生活を送ることができるものでなければならない。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、自らその提供する指定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第五十三条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。

二 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び一月ないし三月に一回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。

三 随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。

四 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

五 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。

六 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。

七 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。

（夜間対応型訪問介護計画の作成）

第五十四条 オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等。以下この章において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成しなければならない。

2 夜間対応型訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿つて作成しなければならない。

3 オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成に当たつては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利

用者の同意を得なければならない。

4 オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、当該夜間対応型訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成後、当該夜間対応型訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該夜間対応型訪問介護計画の変更を行うものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する夜間対応型訪問介護計画の変更について準用する。

#### (緊急時等の対応)

第五十五条 訪問介護員等は、現に指定夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならぬ。

#### (管理者等の責務)

第五十六条 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならぬ。

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行ふものとする。

3 オペレーションセンター従業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする。

#### (運営規程)

第五十七条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護

事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 緊急時等における対応方法

七 個人情報の取扱い

八 苦情処理に関する事項

九 高齢者の虐待防止に関する事項

十 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法

十一 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第五十八条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護を提供できるよう、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によつて定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の待遇に支障がないときは、当該

他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第三十四条第二項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であつて、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。

- 4 指定夜間対応型訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（地域との連携等）

- 第五十九条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（記録等の整備）

- 第六十条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録等を整備しておかなければならぬ。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、当該記録等に係る指定夜間対応型訪問介護を提供した日（第一号に掲げる計画にあつては当

該計画の完了の日、第二号に掲げる記録にあつては当該提供したサービスに係る介護給付費の支払を受けた日、第三号に掲げる記録にあつては当該通知の日）から五年間保存しなければならない。

### 一 夜間対応型訪問介護計画

二 次条において準用する第二十二条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 次条において準用する第三十条に規定する市への通知に係る記録

四 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

### 録

五 次条において準用する第四十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### （準用）

第六十一条 第十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十条、第三十五条から第四十条まで、第四十二条及び第四十三条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第五十七条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・臨時対応型訪問介護看護従事者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従事者」と、第二十一条、第三十五条及び第三十六条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第十六条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第二十九条中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随时対応型訪問介護看護（随时対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

## 第五章 認知症対応型通所介護

### 第一節 基本方針

第六十二条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

### 第二節 人員及び設備に関する基準

#### 第一款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護

##### （従業者の員数）

第六十三条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設される事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定

認知症対応型通所介護事業所」という。)ことに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

### 三 機能訓練指導員 一以上

2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第二号の看護職員又は介護職員を、常時一人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させなければならない。

3 第一項第二号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、

利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。

- 4 前各項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十五年箕面市条例第 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第七条第一項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第一号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第六十五条第二項第一号イにおいて同じ。）を十二人以下とする。
- 5 第一項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができ

るものとする。

6 第一項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

7 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことともつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第六十四条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣

臣が定める者及び研修（平成二十四年厚生労働省告示第百十三号）により定められた研修（以下「厚生労働大臣が定める研修」という。）を修了しているものでなければならない。

（設備及び備品等）

第六十五条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

二 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指

定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第九条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

## 第二款 共用型指定認知症対応型通所介護

### (従業者の員数)

第六十六条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十三条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともにを行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が公用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第十条第一項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、公用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、

知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第一百十二条、第一百三十二条若しくは第一百五十三条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十三条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第十条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用定員等）

第六十七条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに一日当たり三人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅

介護支援をいう。)、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。）若しくは指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第八十四条第七項において「指定居宅サービス事業等」という。）について三年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第六十八条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。

第三節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第六十九条 指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たつては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療

サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

#### (利用料等の受領)

第七十条 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であつて利用者の選定に係るものとの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

三 食事の提供に要する費用

四 おむつ代

五 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるもの

に係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第三号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）によるものとする。

5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針）

第七十一条 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対

応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第七十二条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げることによるものとする。

一 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

二 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持つて日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

三 指定認知症対応型通所介護の提供に当たつては、認知症対応型通所

介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

四 認知症対応型通所介護従業者（第六十三条第一項又は第六十六条第一項の従業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことなどを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行ふものとする。

五 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。

六 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添つて適切に提供するものとする。

#### （認知症対応型通所介護計画の作成）

第七十三条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第六十四条又は第六十八条の管理者をいう。

以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿つて作成しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護

計画の作成に当たつては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 認知症対応型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従つたサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第七十四条 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第七十五条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間

四 指定認知症対応型通所介護の利用定員（第六十三条第二項又は第六十七条第一項の利用定員をいう。第七十七条において同じ。）

- 五 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - 六 通常の事業の実施地域
  - 七 サービス利用に当たつての留意事項
  - 八 緊急時等における対応方法
  - 九 非常災害対策
  - 十 個人情報の取扱い
  - 十一 苦情処理に関する事項
  - 十二 高齢者の虐待防止に関する事項
  - 十三 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)
- 第七十六条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によつて指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の遭遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- (定員の遵守)
- 第七十七条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行つてはならない。ただし、災害その他 のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (非常災害対策)
- 第七十八条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体

的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練を実施するに当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、地域において非常災害を想定した避難、防災等の訓練が実施されるときは、参加するものとする。

(衛生管理等)

第七十九条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第八十条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をう等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録等の整備)

第八十一条 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及

び会計に関する記録等を整備しておかなければならぬ。

## 2

指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、当該記録等に係る指定認知症対応型通所介護を提供した日（第一号に掲げる計画にあっては当該計画の完了の日、第二号に掲げる記録にあっては当該提供したサービスに係る介護給付費の支払を受けた日、第三号に掲げる記録にあっては当該通知の日）から五年間保存しなければならない。

### 一 認知症対応型通所介護計画

二 次条において準用する第二十二条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 次条において準用する第三十条に規定する市への通知に係る記録

四 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

### 録

五 次条において準用する第四十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### （準用）

第八十二条 第十一条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二条、第二十四条、第三十条、第三十六条から第四十条まで、第十四条、第十二条、第四十三条及び第五十五条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第七十五条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第三十六条中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

## 第六章 小規模多機能型居宅介護

### 第一節 基本方針

第八十三条 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

#### （従業者の員数等）

第八十四条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通りサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第四十六条第一項に規

定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第四十五条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が三又はその端数を増すごとに一以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護、(第七項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を一以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第五項において同じ。)に当たる者を一以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を

受ける場合は、推定数による。

- 3 第一項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち一以上の者は、常勤でなければならない。
- 4 第一項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち一以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。

- 5 宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護（第七項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者的心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するためには連絡体制を整備しているときは、第一項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 6 指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

- 一 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- 二 指定地域密着型特定施設
- 三 指定地域密着型介護老人福祉施設

四 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

- 7 第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所であつて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、一人以上とすることができる。

- 8 第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（第百九十三条第一項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

- 9 第四項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介

護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。

- 10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第六項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
- 11 前項の介護支援専門員は、厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

- 12 第十項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第九十八条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

- 13 指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第四十六条第一項から第十二項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第八十五条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行つてゐる場合には、これらの事業に係る職務を含む。）に従事することができるものとする。

2 前項本文及び第百九十四条第一項の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもつて充てることができる。

3 前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等（法第八条第二項に規定する介護福祉士その他政令で定める者をいう。次条、第一百十三条第二項、第一百四条及び第一百九十五条において同じ。）として三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第八十六条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

### 第三節 設備に関する基準

#### (登録定員及び利用定員)

第八十七条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第四十六条第一項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を二十五人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とする。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通りサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

一 通りサービス 登録定員の二分の一から十五人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人）まで

二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の三分の一から九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六人）まで（設備及び備品等）

第八十八条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適當な広さを有すること。

## 二 宿泊室

イ 一の宿泊室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができますものとする。

ロ 一の宿泊室の床面積は、七・四三平方メートル以上としなければならない。

ハ イ及びロを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね七・四三平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

ニ プライバシーが確保された居間については、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

指定小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

5 指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第五十条第一項から第四項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四節 運営に関する基準

##### (心身の状況等の把握)

第八十九条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第八十四条第十二項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第九十五条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

##### (居宅サービス事業者等との連携)

第九十条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第九十一条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第九十二条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当

しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額

三 食事の提供に要する費用

四 宿泊に要する費用

五 おむつ代

六 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められる費用

4 前項第三号及び第四号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第九十三条 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減

又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならぬ。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第九十四条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。

二 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持つて家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるように配慮して行うものとする。

三 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行いうものとする。

四 小規模多機能型居宅介護従業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

五 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。

六 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

七 指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであつてはならない。

八 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

（居宅サービス計画の作成）

第九十五条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たつては、指定居宅介護支援等基準第十三条各号に掲げる具体的取扱方針に沿つて行うものとする。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第九十六条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市（法第四十二条の二第九項において準用する法第四十一条第十項の規定により法第四十二条の二第八項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険

保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第九十七条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があつた場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第九十八条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(第八十四条第十二項の規定により介護支援専門員を配置しているないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たつては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるよう努めなければならない。

3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、隨時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。

4 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たつては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。

7 第二項から第五項までの規定は、前項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

#### (介護等)

第九十九条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行わなければならぬ。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

#### (社会生活上の便宜の提供等)

第一百条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で

必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第一百一条 小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行つているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第一百二条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
- 五 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法

## 九 非常災害対策

### 十 個人情報の取扱い

#### 十一 苦情処理に関する事項

##### 十二 高齢者の虐待防止に関する事項

##### 十三 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

###### (定員の遵守)

第一百三条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通りサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行つてはならない。ただし、通りサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

###### (非常災害対策)

第一百四条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、地域において非常災害を想定した避難、防災等の訓練が実施されるときは、参加するものとする。
- 4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害時には災害時要援護者の受入れに努めるものとする。
- 5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害時における備蓄用として施設の実情に応じた非常食、飲用水、日用品等を確保するものとす

る。

(協力医療機関等)

第一百五条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間ににおける緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(調査への協力等)

第一百六条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

(地域との連携等)

第一百七条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第一百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を

受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第一百八条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第八十四条第六項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(記録等の整備)

第一百九条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及

び会計に関する記録等を整備しておかなければならぬ。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、当該記録等に係る指定小規模多機能型居宅介護を提供した日（第一号及び第二号に掲げる計画にあつては当該計画の完了の日、第三号に掲げる記録にあつては当該提供したサービスに係る介護給付費の支払を受けた日、第五号に掲げる記録にあつては当該通知の日）から五年間保存しなければならない。

### 一 居宅サービス計画

### 二 小規模多機能型居宅介護計画

三 次条において準用する第二十二条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 第九十四条第六号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 次条において準用する第三十条に規定する市への通知に係る記録

六 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

### 録

七 次条において準用する第四十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

八 第百七条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録  
(準用)

第一百十条 第十一条から第十五条まで、第二十二条、第二十四条、第三十条、第三十六条から第四十条まで、第四十二条、第四十三条、第七十四条、第七十六条及び第七十九条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三

十三条に規定する運営規程」とあるのは「第一百二条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護看護従業者」とあるのは「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第七十四条第二項中「この節」とあるのは「第六章第四節」と、第七十六条第三項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

## 第七章 認知症対応型共同生活介護

### 第一節 基本方針

第一百十一条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居（法第八条第十九項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようするものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

#### （従業者の員数）

第一百十二条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に

当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十三条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十二条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第百十五条において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）を行わせるために必要な数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の介護従業者のうち一以上の者は、常勤でなければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合において、前三項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第八十四条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第百九十三条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能

型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

6 前項の計画作成担当者は、厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならぬ。

7 第五項の計画作成担当者のうち一以上の者は、介護支援専門員をもつて充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かぬことができるものとする。

8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

9 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもつて充てることができるものとする。

10 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同

一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十三条第一項から第十項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第一百十三条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第一百四条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。

### 第三節 設備に関する基準

第一百五十五条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は一又は二とする。

2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第一百二十六条において同じ。）を五人以上九人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

3 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。

4 一の居室の床面積は、七・四三平方メートル以上としなければならぬい。

5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができます。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようしなければならない。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十六条第一項から第六項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四節 運営に関する基準

##### (入退居)

第一百六条 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることとの確認をしなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者的心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

##### (サービスの提供の記録)

第一百七条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入

居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第一百八条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにならなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食材料費

二 理美容代

三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる

もの

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第百十九条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持つて家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるように配慮して行われなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急

- やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
- (認知症対応型共同生活介護計画の作成)
- 第一百二十条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（第一百十二条第七項の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
- 3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。
- 4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必

要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。

7 第二項から第五項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

(介護等)

第一百二十二条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第一百二十三条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならぬ。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(管理者による管理)

第一百二十三条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地

域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第一百二十四条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 利用定員
- 四 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 入居に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 個人情報の取扱い
- 八 苦情処理に関する事項
- 九 高齢者の虐待防止に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第一百二十五条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たつては、利用者が安心して日常生活を送ることができるように、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第一百二十六条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第一百二十七条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間ににおける緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第一百二十八条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(記録等の整備)

第一百二十九条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、

備品及び会計に関する記録等を整備しておかなければならぬ。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、当該記録等に係る指定認知症共同生活介護を提供した日（第一号に掲げる計画にあつては当該計画の完了の日、第二号に掲げる記録にあつては当該提供したサービスに係る介護給付費の支払を受けた日、第四号に掲げる記録にあつては当該通知の日）から五年間保存しなければならない。

#### 一 認知症対応型共同生活介護計画

二 第百十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第百十九条第六項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第三十条に規定する市への通知に係る記録

五 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

録

六 次条において準用する第四十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 次条において準用する第一百七条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第一百三十条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条、第三十六条から第三十八条まで、第四十条、第四十二条、第四十三条、第七十四条、第七十九条、第一百一条、第一百四条、第一百六条及び第一百七条第一項から第四項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第

三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第一百一十四条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第三十六条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第七十四条第二項中「この節」とあるのは「第七章第四節」と、第一百一条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第一百四条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第一百七条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

## 第八章 地域密着型特定施設入居者生活介護

### 第一節 基本方針

第一百三十一条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第八条第二十項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であつて、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

### 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定

地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならぬ。

## 第二節 人員に関する基準

### (従業者の員数)

第一百三十二条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「地域密着型特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 一以上

二 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 看護職員の数は、常勤換算方法で、一以上とすること。

ハ 常に一以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

三 機能訓練指導員 一以上

四 計画作成担当者 一以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

4 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。た

だし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつゝ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあつては、常勤換算方法で一以上とする。

5 第一項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第一項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 第一項第一号、第三号及び第四号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員

二 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

8 第一項第一号の生活相談員、同項第二号の看護職員及び介護職員、同項第三号の機能訓練指導員並びに同項第四号の計画作成担当者は、当該

職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第八十四条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第百九十三条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。

10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(管理者)

第一百三十三条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

第一百三十四条 指定地域密着型特定施設の建物は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条

第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。

2 指定地域密着型特定施設は、一時介護室（一時的に利用者を移して指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適當な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を、利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室及び食堂を利用できる場合にあつては浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

3 指定地域密着型特定施設の介護居室（指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

一 介護居室は、次の基準を満たすこと。

イ 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができます。

ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適當な広さであること。

ハ 地階に設けてはならないこと。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

二 一時介護室は、介護を行うために適當な広さを有すること。

三 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

五 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

六 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

4 指定地域密着型特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

5 指定地域密着型特定施設は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、指定地域密着型特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和二十三年法律第二百八十六号）の定めるところによる。

#### 第四節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第一百三十五条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第一百四十七条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第十一条第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第一百三十六条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第一百三十七条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定地域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、

その意思を確認しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第一百三十八条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定地域密着型特定施設の名称を、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第一百三十九条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

## 二 おむつ代

三 前二号に掲げるもののほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

### (指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第一百四十二条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 地域密着型特定施設従業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たつては、懇切丁寧に行うことを目指とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者

等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(地域密着型特定施設サービス計画の作成)

第一百四十二条 指定地域密着型特定施設の管理者は、計画作成担当者（第一百三十二条第一項第四号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に地域密着型特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たつては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

4 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たつては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文

書により利用者の同意を得なければならない。

5 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。

6 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画作成後においても、他の地域密着型特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

7 第二項から第五項までの規定は、前項に規定する地域密着型特定施設サービス計画の変更について準用する。

#### (介護)

第百四十二条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならぬ。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならぬ。

#### (機能訓練)

第一百四十三条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第一百四十四条 指定地域密着型特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第一百四十五条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第一百四十六条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第一百四十七条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続

六 施設の利用に当たつての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 非常災害対策

九 個人情報の取扱い

十 苦情処理に関する事項

十一 高齢者の虐待防止に関する事項

十二 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二百四十八条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設の従業者によって指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確實に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければなら

ない。

(協力医療機関等)

第一百四十九条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。  
(記録等の整備)

第一百五十条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録等を整備しておかなければならない。  
2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、当該記録等に係る指定地域密着型特定施設入所者生活介護を提供した日（第一号に掲げる計画にあっては当該計画の完了の日、第二号に掲げる記録にあっては当該提供したサービスに係る介護給付費の支払を受けた日、第五号に掲げる記録にあっては当該通知の日）から五年間保存しなければならない。

- 一 地域密着型特定施設サービス計画
- 二 第百三十八条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第百四十条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第百四十八条第三項に規定する結果等の記録
- 五 次条において準用する第三十条に規定する市への通知に係る記録
- 六 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記

## 録

七 次条において準用する第四十二条第二項に規定する事故の状況及び

事故に際して採つた処置についての記録

八 次条において準用する第百七条第二項に規定する報告、評価、要望、

助言等の記録

九 施行規則第六十五条の四第四号に規定する書類

(準用)

第一百五十一条 第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条、第三十六条から第四十条まで、第四十二条、第四十三条、第七十四条、第七十八条、第七十九条、第一百一条及び第一百七条第一項から第四項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十六条中「定期巡回・隨時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第七十四条第二項中「この節」とあるのは「第八章第四節」と、第一百七条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

### 第九章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

#### 第一節 基本方針

(基本方針)

第一百五十二条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス

計画（法第八条第二十一項に規定する地域密着型施設サービス計画をい  
う。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念  
頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上  
の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養  
上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日  
常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければなら  
ない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、  
常にその者の立場に立つて指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活  
介護を提供するように努めなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、  
地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業  
者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施  
設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な  
連携に努めなければならない。

#### 第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第一百五十三条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数  
は、次のとおりとする。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な  
数
- 二 生活相談員 一以上
- 三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護  
職員」という。）

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が

三又はその端数を増す」とに「一以上」とすること。

□ 看護職員の数は、一以上とすること。

四 栄養士 一以上

五 機能訓練指導員 一以上

六 介護支援専門員 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第一百八十条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生労働省令第三十九号）第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員（第八十九条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本

体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かなければなうことができる。

5 第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければならないことができる。サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で一以上とする。

6 第一項第三号の介護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第一項第三号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で一以上とする。

8 第一項第二号及び第四号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かなければなうことができる。

一 指定介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員

三 病院 栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

9 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

10 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉

施設の他の職務に従事することができる。

11 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該

指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等基準第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われるると認められるときは、これを置かないことができる。

14 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。

15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第四十六条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合には、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第八十四条若しくは第百九十三条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第四十六条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

### 第三節 設備に関する基準

#### （設備）

第一百五十四条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

#### 一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められ

る場合は、二人とすることができる。

- ロ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ハ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

## 二 静養室

介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

## 三 浴室

要介護者が入浴するのに適したものとすること。

## 四 洗面設備

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 要介護者が使用するのに適したものとすること。

## 五 便所

イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

## 六 医務室

医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

## 七 食堂及び機能訓練室

イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、

食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

- ロ 必要な備品を備えること。

#### 八 廊下幅

一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

九 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

#### 第四節 運営に関する基準

##### (サービス 提供困難時の対応)

第一百五十五条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

##### (入退所)

第一百五十六条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から

入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

#### (サービスの提供の記録)

第一百五十七条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際

しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第一百五十八条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。）第十三第三項に規定する要介護旧措置入所者にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。）とする。次項並びに第二百八十三条第一項及び第二項において同じ。）から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第十三条第五項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあつては、同項第一号に規定する食費の特定基準費用額。第八十三条第三項第一号において同じ。）（法第五十一条の三第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額。第八十三条第三項第一号において同じ。）を限度とする。）
- 二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定基準費用額。第一百八十三条第三項第二号において同じ。）（法第五十一条の三第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額。第一百八十三条第三項第二号において同じ。）を限度とする。）
- 三 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号。以下「厚生労働大臣の定める基準」という。）に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行つたことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行つたことに伴い必要となる費用

### 五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適當と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）によるものとする。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、入所者又はその家族に對し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）

第一百五十九条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者的心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならぬ。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たつては、懇切丁寧に行うことを

旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

#### (地域密着型施設サービス計画の作成)

第一百六十条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上

で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するまでの留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければな

らない。

9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者の連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に入所者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合

二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。

#### （介護）

第一百六十一条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡(じょくそう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第一百六十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。  
(相談及び援助)

第一百六十三条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第一百六十四条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならぬ。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第一百六十五条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第一百六十六条 指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を探らなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第一百六十七条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようになければならない。

(管理者による管理)

第一百六十八条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第一百六十九条 計画担当介護支援専門員は、第一百六十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者的心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- 三 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及び

その家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。

四 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

五 第百五十九条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

六 第百七十九条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。

七 第百七十七条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

#### (運営規程)

第一百七十条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

##### 一 施設の目的及び運営の方針

##### 二 従業者の職種、員数及び職務の内容

##### 三 入所定員

四 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

##### 五 施設の利用に当たつての留意事項

##### 六 非常災害対策

##### 七 個人情報の取扱い

##### 八 苦情処理に関する事項

##### 九 高齢者の虐待防止に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第一百七十一条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によつて指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第一百七十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第一百七十三条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならぬ。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の

従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順（平成十八年厚生労働省告示第二百六十八条）に沿った対応を行うこと。

（協力病院等）

第一百七十四条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならぬ。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第一百七十五条 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならぬ。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第一百七十六条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第一百七十七条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録等の整備)

第一百七十八条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する記録等を整備しておかなければならぬ。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、当該記録等に係る指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した日（第一号に掲げる計画にあっては当該計画の完了の日、第二号に掲げる記録にあっては当該提供したサービスに係る介護給付費の支払を受けた日、第四号に掲げる記録にあっては当該通知の日）から五年間保存しなければならない。

一 地域密着型施設サービス計画

二 第百五十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第百五十九条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第三十条に規定する市への通知に係る記録

五 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

録

六 前条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第一百七十九条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十四条、

第三十条、第三十六条、第三十八条、第四十条、第四十三条、第七十四条、第七十八条、第一百七条第一項から第四項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第十一条规定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第五十五条第一項中「指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第三十六条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第七十四条第二項中「この節」とあるのは「第九章第四節」と、第一百七条第一項から第四項まで第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

#### 第五節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針

並びに設備及び運営に関する基準

##### 第一款 この節の趣旨及び基本方針

###### (この節の趣旨)

第一百八十条 第一節、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営

まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設を  
いう。(以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準について  
は、この節に定めるとするによる。

#### (基本方針)

第一百八十二条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、  
その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における  
生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニッ  
トにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営む  
ことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び  
付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事  
業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サー  
ビス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

#### 第二款 設備に関する基準

##### (設備)

第一百八十二条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準  
は、次のとおりとする。

##### 一 ユニット

##### イ 居室

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への指定  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認め  
られる場合は、二人とすることができます。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニット

の共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書

の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(ii) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

#### 口 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

#### ハ 洗面設備

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。

(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

#### 二 便所

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

要介護者が入浴するのに適したものとすること。

### 三 医務室

医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

### 四 廊下幅

一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

### 五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第二号から第五号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

### 第三款 運営に関する基準

#### (利用料等の受領)

第一百八十三条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払

を受けるものとする。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供了際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにならなければならない。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前二項の支払を受けた額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行つたことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行つたことに伴い必要となる費用

## 五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適當と認められるもの

4

前項第一号から第四号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第一百八十四条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿つて自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持つて生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立し

た生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者的心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その様及び時間、その際の入居者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第一百八十五条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者的心身の状況等に応じ、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持つて行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔

を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもつて入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者的心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならぬ。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡じょくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

9 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

#### (食事)

第一百八十六条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるように必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第一百八十七条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならぬ。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第一百八十八条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げ

る施設の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員

五 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

六 施設の利用に当たつての留意事項

七 非常災害対策

八 個人情報の取扱い

九 苦情処理に関する事項

十 高齢者の虐待防止に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第一百八十九条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たつては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又

は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

### 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によつて指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

#### (定員の遵守)

第一百九十条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

#### (準用)

第一百九十一条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条、第三十六条、第三十八条、第四十条、第四十三条、第七十四条、第七十八条、第一百七条第一項から第四項まで、第一百五十五条から第一百五十七条まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十五条から第一百六十九条まで及び第一百七十三条から第一百七八条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第一百八十八条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第十五条第一項中「指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し」とあるのは「入居の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して

行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第三十六条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第七十四条第二項中「この節」とあるのは「第九章第五節」と、第一百七条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第一百六十九条中「第一百六十条」とあるのは「第一百九十二条において準用する第一百六十条」と、同条第五号中「第一百五十九条第五項」とあるのは「第一百八十四条第七項」と、同条第六号中「第一百七十九条」とあるのは「第一百九十二条」と、同条第七号中「第一百七十七条第三項」とあるのは「第一百九十二条において準用する第一百七十七条第三項」と、第一百七十八条第二項第二号中「第一百五十七条第二項」とあるのは「第一百九十二条において準用する第一百五十七条第二項」と、同項第三号中「第一百五十九条第五項」とあるのは「第一百八十四条第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第一百九十二条」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは「第一百九十二条において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。

## 第十章 複合型サービス

### 第一節 基本方針

#### (基本方針)

第一百九十二条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する訪問看護の基本方針及び第八十三条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

## 第二節 人員に関する基準

### (従業者の員数等)

第一百九十三条 指定複合型サービスの事業を行う者（以下「指定複合型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定複合型サービス事業所」という。）ごとに置くべき指定複合型サービスの提供に当たる従業者（以下「複合型サービス従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者）（指定複合型サービスを利用するために指定複合型サービス事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定複合型サービス事業所に通わせて行う指定複合型サービス事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上及び訪問サービス（複合型サービス従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う複合型サービス（本体事業所である指定複合型サービス事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者において同じ。）の提供に当たる者を二以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第六項において同じ。）に当たる者を一以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の複合型サービス従業者のうち一以上の者は、常勤の保健師又

は看護師でなければならぬ。

- 4 第一項の複合型サービス従業者のうち、常勤換算方法で二・五以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならぬ。

- 5 第一項の通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、一以上の者は、看護職員でなければならない。

- 6 宿泊サービス（登録者を指定複合型サービス事業所に宿泊させて行う指定複合型サービス（本体事業所である指定複合型サービス事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者的心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定複合型サービスを含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対しても訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第一項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる複合型サービス従業者を置くことができる。

- 7 指定複合型サービス事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該複合型サービス従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

- 一 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- 二 指定地域密着型特定施設
- 三 指定地域密着型介護老人福祉施設

四 指定介護療養型医療施設（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

8 指定複合型サービス事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び複合型サービス計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならぬ。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は当該

指定複合型サービス事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

9 前項の介護支援専門員は、厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

10 指定複合型サービス事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定複合型サービスの事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第四項の規定により同条第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第八条第十二項の規定により同条第一項第四号イに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第四項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第一百九十四条 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

ただし、指定複合型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定複合型サービス事業所に併設する前

条第七項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定複合型サービス事業者の代表者)

第一百九十五条 指定複合型サービス事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

第三節 設備に関する基準

(登録定員及び利用定員)

第一百九十六条 指定複合型サービス事業所は、その登録定員（登録者の数）の上限をいう。以下この章において同じ。) を二十五人以下とする。

- 2 指定複合型サービス事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定複合型サービス事業所におけるサービスごとの一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。) を定めるものとする。

一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人まで

二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の三分の一から九人まで

(設備及び備品等)

第一百九十七条 指定複合型サービス事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定複合型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

二 宿泊室

イ 一の宿泊室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができます。

ロ 一の宿泊室の床面積は、七・四三平方メートル以上としなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合であつて定員が一人である宿泊室の床面積については、六・四平方メートル以上とすることができる。

ハ イ及びロを満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おむね七・四三平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

二 プライバシーが確保された居間については、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定複合型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定複合型サ

ビスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定複合型サービス事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

#### 第四節 運営に関する基準

##### (指定複合型サービスの基本取扱方針)

第百九十八条 指定複合型サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定複合型サービス事業者は、自らその提供する指定複合型サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

##### (指定複合型サービスの具体的取扱方針)

第百九十九条 指定複合型サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定複合型サービスは、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

二 指定複合型サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持つて家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

三 指定複合型サービスの提供に当たっては、複合型サービス計画に基

づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

四 複合型サービス従業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。

五 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービスの提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

六 指定複合型サービス事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

七 指定複合型サービスは、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであつてはならない。

八 指定複合型サービス事業者は、登録者が通いサービスを利用しない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

九 看護サービス（指定複合型サービスのうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たつては、主治の医師との密接な連携により、及び第二百一条第一項に規定する複合型サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならぬ。

十 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもつて、サービスの提供を行わなければならない。

十一 特殊な看護等については、これを行つてはならない。

(主治の医師との関係)

第二百条 指定複合型サービス事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。

2 指定複合型サービス事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならぬ。

3 指定複合型サービス事業者は、主治の医師に複合型サービス計画及び複合型サービス報告書を提出し、看護サービスの提供に当たつて主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 当該指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前二項の規定にかかわらず、第二項の主治の医師の文書による指示及び前項の複合型サービス報告書の提出は、診療記録への記載をもつて代えることができる。

(複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成)

第二百一条 指定複合型サービス事業所の管理者は、介護支援専門員に複合型サービス計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く）。

第九項において同じ。）に複合型サービス報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たつては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。

3 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たつては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な

活動が確保されるものとなるよう努めなければならない。

- 4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の複合型サービス従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した複合型サービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、隨時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。
  - 5 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
  - 6 介護支援専門員は、複合型サービス計画を作成した際には、当該複合型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
  - 7 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成後においても、常に複合型サービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて複合型サービス計画の変更を行う。
  - 8 第二項から第七項までの規定は、前項に規定する複合型サービス計画の変更について準用する。
  - 9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した複合型サービス報告書を作成しなければならない。  
(緊急時等の対応)
  - 10 前条第四項の規定は、複合型サービス報告書の作成について準用する。
- 第二百二条 複合型サービス従業者は、現に指定複合型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の複合型サービス従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

#### (記録等の整備)

第二百三条 指定複合型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録等を整備しておかなければならぬ。

2 指定複合型サービス事業者は、利用者に対する指定複合型サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、当該記録等に係る指定複合型サービスを提供した日（第一号及び第二号に掲げる計画にあっては当該計画の完了の日、第六号に掲げる記録にあっては当該提供したサービスに係る介護給付費の支払を受けた日、第七号に掲げる記録にあっては当該通知の日）から五年間保存しなければならない。

#### 一 居宅サービス計画

#### 二 複合型サービス計画

三 第百九十九条第六号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第二百条第二項に規定する主治の医師による指示の文書

五 第二百一条第十項に規定する複合型サービス報告書

六 次条において準用する第二十二条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

七 次条において準用する第三十条に規定する市への通知に係る記録

八 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

#### 録

九 次条において準用する第四十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

十 次条において準用する第二百七条第二項に規定する報告、評価、要望、

助言等の記録

(準用)

第二百四条 第十一条から第十五条まで、第二十二条、第二十四条、第三十条、第三十六条から第四十条まで、第四十二条、第四十三条、第七十四条、第七十六条、第七十九条、第八十九条から第九十二条まで、第九十五条から第九十七条まで、第九十九条、第一百条及び第一百二条から第八条の規定は、指定複合型サービスの事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第二百四条において準用する第一百二条に規定する重要な事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第三十六条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第七十六条第三項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第九十一条及び第九十九条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第一百八条中「第八十四条第六項各号」とあるのは「第一百九十三条第七項各号」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 第六十条第二項、第八十一条第二項、第一百九条第二項及び第一百二十九条第二項の規定は、この条例の施行の日において指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第十七条第二項、第六十条第二項、第八十七条第二項及び第一百七条第二項の規定により現に保存することとされている記録についても適用する。

(経過措置)

第三条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第五条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又是入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第一百五十四条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第四条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第一百五十四条第一項第七号イの規定に

かかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるとときは、同一の場所とすることができること。

二 食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるとときは、同一の場所とすることができること。

第五条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、

精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第一百五十四条第一項第八号及び第一百八十二条第一項第四号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

(提案理由)

介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を定めるものである。



### 第三十三号議案

箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備  
及び運営等に関する基準を定める条例制定の件

箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等  
に関する基準を定める条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日提出

箕面市条例第 号

箕面市長 倉田哲郎

箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備  
及び運営等に関する基準を定める条例

#### 目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準  
(第五条)

第三章 介護予防認知症対応型通所介護

第一節 基本方針（第六条）

第二節 人員及び設備に関する基準

第一款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定  
介護予防認知症対応型通所介護（第七条—第九条）

第二款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（第十条—第十  
二条）

第三節 運営に関する基準（第十三条—第四十二条）

第四節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第四十  
三条・第四十四条）

第四章 介護予防小規模多機能型居宅介護

## 第一節 基本方針（第四十五条）

第二節 人員に関する基準（第四十六条—第四十八条）

第三節 設備に関する基準（第四十九条・第五十条）

第四節 運営に関する基準（第五十一条—第六十七条）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第六十  
八条—第七十一条）

## 第五章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第一節 基本方針（第七十二条）

第二節 人員に関する基準（第七十三条—第七十五条）

第三節 設備に関する基準（第七十六条）

第四節 運営に関する基準（第七十七条—第八十八条）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第八十  
九条—第九十二条）

## 附則

### 第一章 総則

#### （趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第一百五の十二第二項第一号並びに第一百十五条の十四第一項及び第二項の規定に基づき、法で定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。  
(定義)

第二条 この条例の用語の意義は、法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の定めるところによる。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）

第三条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者（指定地域密着型介護予防サービスを利用する者をいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型介護予防サービス事業者その他の保健医療サービスを提供する者及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならぬ。

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準）

第四条 法第一百十五条の十四第一項の基準及び員数並びに同条第二項の基準は、第三章から第五章までに定めるところによる。

第二章 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準

第五条 法第一百十五の十二第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。

2 前項において、次に掲げる法人及びこれに準ずる法人を除く。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員がその役員のうちにいる法人

三 第一号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員が経営し、又は実質的に経営を支配する法人

### 第三章 介護予防認知症対応型通所介護

#### 第一節 基本方針

第六条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### 第二節 人員及び設備に関する基準

##### 第一款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護

###### （従業者の員数）

第七条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第二百二十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併

設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行なう事業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されために必要と認められる数

二 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上及び当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いすれも専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

### 三 機能訓練指導員 一以上

2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第二号の

看護職員又は介護職員を、常時一人以上当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に従事させなければならない。

3 第一項第二号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、

利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。

4 前各項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、

単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者（箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十五年箕面市条例第 号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第六十三条第一項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（同項第一号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第九条第二項第一号イにおいて同じ。）を十二人以下とする。

5 第一項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

6 第一項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

7 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第六十三条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第八条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単獨型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単獨型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単獨型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 単獨型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単獨型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するためには必要な知識及び経験を有する者であつて、指定地域密着型サービス

の事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成二十四年厚生労働省告示第百十三号）により定められた研修（以下「厚生労働大臣が定める研修」という。）を修了しているものでなければならない。

（設備及び備品等）

第九条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、

その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所と所とすることができる。

二 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、

利用者に対する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第六十五条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第二款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

##### (従業者の員数)

第十条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第百十二条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第七十三条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第百三十二条第一項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第四十六条第六項第二号において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第百五十二条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第四十六条第六項第三号において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともにに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」とい

う。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第六十六条第一項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)に規定する共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第七十三条又は指定地域密着型サービス基準条例第百十二条、第百三十二条若しくは第百五十三条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第六十六条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用定員等)

第十一條 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員

(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に  
共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる  
利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、  
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施  
設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに一日当たり三人以下とす  
る。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービ  
ス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地  
域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型  
サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する  
指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一  
項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防  
サービス若しくは指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指  
定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第八条第二十四項  
に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健  
康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第  
百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同  
法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定す  
る指定介護療養型医療施設をいう。第四十六条第六項第四号において同  
じ。）の運営（第四十六条第七項において「指定居宅サービス事業等」と  
いう。）について三年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第十二条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指  
定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する  
常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認

知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

### 第三節 運営に関する基準

#### (内容及び手続の説明及び同意)

第十三条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十九条に規定する運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者（第七条第一項又は第十条第一項の従業者をいう。以下同じ。）の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。（二）

の場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

- イ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- ロ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを受けする方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならぬ。

- 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要な事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が使用するもの

## 二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつた場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要な事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

### (提供拒否の禁止)

第十四条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を拒んではならない。

### (サービス提供困難時の対応)

第十五条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業

者への連絡、適当な他の指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十六条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百十五条の十三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第十七条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならぬ。

(心身の状況等の把握)

第十八条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たつては、利用者に係る介護予防支援事

業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

#### （介護予防支援事業者等との連携）

第十九条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

#### （地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

第二十条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十五条の二各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事

業者に関する情報を提供することその他の地域密着型介護予防サービスの支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

**第二十一条** 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第八十五条の二第一号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

**第二十二条** 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第二十三条** 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、当該指定介護予防認知症対応型通所介護の提供日及び内容、当該指定介護予防認知症対応型通所介護について法第五十四条の二第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録とともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第二十四条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受け取ることができる。
- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- 二 指定介護予防認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定介護予防認知症対応型通所介護であつて利用者の選定に係るものとの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額を超える費用
- 三 食事の提供に要する費用
- 四 おむつ代
- 五 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要と

なるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第三号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）によるものとする。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第二十五条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第二十六条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定介護予防認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になつたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によつて保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第二十七条 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、現に指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第二十八条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者（第八条又は第十二条の管理者をいう。以下この条及び第四十四条において同じ。）は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第二十九条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員（第七条第二項又は第十一条第一項の利用定員をいう。第三十一条において同じ。）
- 五 指定介護予防認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用

六 通常の事業の実施地域

七 サービス利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 個人情報の取扱い

十一 苦情処理に関する事項

十二 高齢者の虐待防止に関する事項

十三 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者によつて指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十一条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行つてはならない。た

だし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第三十二条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練を実施するに当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めねばならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、地域において非常災害を想定した避難、防災等の訓練が実施されるときは、参加するものとする。

(衛生管理等)

第三十三条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよううに必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第三十四条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならぬ。

(秘密保持等)

第三十五条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者は、正當な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者であつた者が、正當な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第三十六条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第三十七条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第三十八条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置す

る等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、法第二十三条の規定により市が行う調査その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第三十九条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に

連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### (会計の区分)

第四十条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに經理を区分するとともに、指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

#### (地域との連携等)

第四十一条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

#### (記録等の整備)

第四十二条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録等を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、当該記録等に係る指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した日（第

一号に掲げる計画にあつては当該計画の完了の日、第二号に掲げる記録にあつては当該提供したサービスに係る介護給付費の支払を受けた日、第三号に掲げる記録にあつては当該通知の日）から五年間保存しなければならない。

#### 一 介護予防認知症対応型通所介護計画

二 第二十三条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

#### 三 第二十六条に規定する市への通知に係る記録

四 第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第三十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 第四節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針）

第四十三条 指定介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならぬ。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努

めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第四十四条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成するものとする。

三 介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

四 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならぬ。

五 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認

知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

六 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

七 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持つて日常生活を送ることができるように配慮して行うものとする。

八 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

九 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

十 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。

十一 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

十二 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

十三 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行うものとする。

十四 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

#### 第四章 介護予防小規模多機能型居宅介護

##### 第一節 基本方針

第四十五条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

##### 第二節 人員に関する基準

###### （従業者の員数等）

第四十六条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当た

る従業者（以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するためには、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第八十四条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第八十三条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一以上及び訪問サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護（第七項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該

サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を一以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第五項において同じ。)に当たる者を一以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち一以上の者は、常勤でなければならない。

4 第一項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち一以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。

5 宿泊サービス(登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護(第七項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制

を整備しているときは、第一項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

6 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

一 指定認知症対応型共同生活介護事業所

二 指定地域密着型特定施設

三 指定地域密着型介護老人福祉施設

四 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第三百五号）

第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

7 第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準条例第一百九十三条第一項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所（同項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。）であつて当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模

多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。（以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、一人以上とすることができる。

8 第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所についてでは、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（指定地域密着型サービス基準条例第百九十三条第一項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かなければできる。

9 第四項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。

10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第八条の二第十八項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら從事する介護支援専門員を置かなければならぬ。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第六項各号

に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11 前項の介護支援専門員は、厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

12 第十項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第六十九条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

13 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第八十四条第一項から第十二項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第四十七条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業

所（指定地域密着型サービス基準条例第八条第一項に規定する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第八条第一項に規定する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第四十九条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行つている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）に従事することができるものとする。

2 前項本文及び指定地域密着型サービス基準条例第一百九十四条第一項の規定にかかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもつて充てることができるものとする。

3 前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（法第八条第二項に規定する介護福祉士その他政令で定める者をいう。次条、第七十四条第二項及び第

七十五条において同じ。)として三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第四十八条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第三節 設備に関する基準

(登録定員及び利用定員)

第四十九条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第八十四条第一項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を二十五人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの一日当たりの利

用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。

一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人(サテライト型指定

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人)まで

二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の三分の一から九人(サテ

ライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六

人)まで

(設備及び備品等)

第五十条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居間及び食堂居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。

二 宿泊室

イ 一の宿泊室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができます。ものとする。

ロ 一の宿泊室の床面積は、七・四三平方メートル以上としなければならない。

ハ イ及びロを満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね七・四三平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

ニ プライバシーが確保された居間にについては、ハの個室以外の宿泊

室の面積に含めることができる。

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防小規模多機能型居宅介

護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようしなければならない。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第八十八条第一項から第四項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四節 運営に関する基準

##### (心身の状況等の把握)

第五十一条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第十四条第十二項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第六十九条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画のために指定介護予防サービス等の利用に係る

計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。) 等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防サービス事業者等との連携)

第五十二条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、介護予防サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第五十三条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第五十四条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した

際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額

三 食事の提供に要する費用

四 宿泊に要する費用

五 おむつ代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護

の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第三号及び第四号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第五十五条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第五十六条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市（法律第五十四条の二第九項において準用する法第四十一条第十項の規定により法第五十四条の二第八項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、指定介護予防サービス等の利用に係る計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

(利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付)

第五十七条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他

の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があつた場合には、当該登録者に対し、直近の指定介護予防サービス等の利用に係る計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(緊急時等の対応)

第五十八条 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行つているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第五十九条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
- 五 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策

## 十 個人情報の取扱い

### 十一 苦情処理に関する事項

#### 十二 高齢者の虐待防止に関する事項

##### 十三 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

###### （定員の遵守）

第六十条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行つてはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

###### （非常災害対策）

第六十一条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならぬ。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、地域において非常災害を想定した避難、防災等の訓練が実施されるときは、参加するものとする。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害時には災害時要援護者の受入れに努めるものとする。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害時における備蓄用として施設の実情に応じた非常食、飲用水、日用品等を確保するものとする。

(協力医療機関等)

第六十二条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(調査への協力等)

第六十三条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

(地域との連携等)

第六十四条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在

する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

（居住機能を担う併設施設等への入居）

第六十五条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提と

しつつ、利用者が第四十六条第六項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(記録等の整備)

第六十六条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録等を整備しておかなければならぬ。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、当該記録等に係る指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供了日（第一号及び第二号に掲げる計画にあっては当該計画の完了の日、第三号に掲げる記録にあっては当該提供したサービスに係る介護給付費の支払を受けた日、第五号に掲げる記録にあっては当該通知の日）から五年間保存しなければならない。

一 指定介護予防サービス等の利用に係る計画

二 介護予防小規模多機能型居宅介護計画

三 次条において準用する第二十三条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 第五十五条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 次条において準用する第二十六条に規定する市への通知に係る記録

六 次条において準用する第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

記録

七 次条において準用する第三十九条第二項に規定する事故の状況及び

事故に際して採った処置についての記録

八 第六十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第六十七条 第十三条から第十七条まで、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第三十条及び第三十三条から第四十条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第五十九条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第四章第四節」と、第三十条第三項及び第三十四条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第六十八条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならぬ。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならぬ。
- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者がその有する

能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第六十九条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第四十五条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準第三十条各号に掲げる具体的取組方針及び指定介護予防支援等基準第三十一条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。

三 介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（以下この条において「介護支援専門員等」という。）は、第一号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するた

めの具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。

四 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。

五 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

六 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。

七 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。

八 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持つて家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

九 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むの

に必要な支援を行うものとする。

十 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

十一 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、通りサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであつてはならない。

十二 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

十三 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。

十四 介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。

十五 第一号から第十三号までの規定は、前号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

#### （介護等）

第七十条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行わなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対し、

利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護予防小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他他の家事等は、可能な限り利用者と介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第七十一条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行なうことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならぬ。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

第五章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第一節 基本方針

第七十二条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第八条の二第十七項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことによ

より、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第二節 人員に関する基準

### (従業者の員数)

第七十三条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第百十二条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第百十一条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第七十六条において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の介護従業者のうち一以上の者は、常勤でなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前各項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、指定地域密着型サービス基準条例第八十四条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

6 前項の計画作成担当者は、厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

7 第五項の計画作成担当者のうち一以上の者は、介護支援専門員をもつて充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができの場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。

8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

9 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもつて充てることができるものとする。

10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第百十二条第一項から第十項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第七十四条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定め

る研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第七十五条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。

第三節 設備に関する基準

第七十六条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は一又は二とする。

2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第八十四条において同じ。）を五人以上九人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

3 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。

4 一の居室の床面積は、七・四三平方メートル以上としなければならない。

5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができます。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅

地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

7 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第百十五条第一項から第六項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四節 運営に関する基準

##### (入退居)

第七十七条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援者であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を當むことに支障がない者に提供するものとする。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第七十八条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第七十九条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応

型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにならなければならぬ。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

### 一 食材料費

### 二 理美容代

### 三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

#### (身体的拘束等の禁止)

第八十条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

#### (管理者による管理)

第八十一条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第八十二条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 利用定員
- 四 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 入居に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 個人情報の取扱い
- 八 苦情処理に関する事項
- 九 高齢者の虐待防止に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第八十三条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- (定員の遵守)
- 第八十四条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (協力医療機関等)
- 第八十五条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
- (介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止)
- 第八十六条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、要支援被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業



第八十八条 第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第三十三条から第三十六条まで、第三十八条から第四十条まで、第五十八条、第六十一条、第六十三条及び第六十四条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第八十二条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第五章第四節」と、第三十四条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第五十八条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第六十一条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第六十四条第一項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、第六十四条第一項中「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、第六十四条第一項中「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

### 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第八十九条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。  
2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知

症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針)

第九十条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の方針は、第七十二条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- 二 計画作成担当者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するものとする。

三 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。

四 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

五 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

六 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持つて家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行わなければならぬ。

七 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、介護

予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならない。

八 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

九 計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防認知症対応型

共同生活介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。

十 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。

十一 第一号から第九号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

（介護等）

第九十一条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行わなければならぬ。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第九十二条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保する

よう努めなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

##### (適用区分)

第二条 第四十二条第二項、第六十六条第二項及び第八十七条第二項の規定は、この条例の施行の日において指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第四十条第二項、第六十三条第二項及び第八十四条第二項の規定により現に保存することとされている記録についても適用する。

##### (提案理由)

介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるため、本条例を制定するものである。

第三十四号議案

箕面市病院事業の設置等に関する条例改正の件

箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市病院事業の設置等に関する条例（昭和五十六年箕面市条例第二十  
四号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十五条とし、第五条から第十二条までを二条ずつ繰り下げ、  
第四条の次に次の二条を加える。

（利益の処分等）

第五条 管理者は、毎事業年度生じた利益のうち法第三十二条第一項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額があるときは、当該残額を減債積立金、利益積立金又は建設改良積立金に積み立てることができる。

2 前項に規定する積立金は、それぞれ次の各号に掲げる目的のために積み立てるものとし、当該各号に掲げる目的以外の使途には使用することができない。ただし、当該目的以外の使途に使用することについて議会の議決を経た場合には、この限りでない。

- 一 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- 二 利益積立金 欠損金の補填に充てる目的
- 三 建設改良積立金 建設改良費の財源に充てる目的  
(資本剰余金の処分)

第六条 每事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名稱を付した科目に積み立てなければならない。

2 前条第二項第二号に規定する利益積立金をもつて欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときは、当該残額に相当する額の資本剰余金を取り崩して、当該欠損金を埋めるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する資産のうち資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもつて取得したものであつて、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかつた部分に相当するものが減失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において損失を生じたときは、この条例の施行の日から規程で定める日までの間、改正後の第六条の規定にかかわらず、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。

(提案理由)

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の改正に伴い、毎事業年度生じた利益及び資本剰余金の処分について条例で定めるため、本条例を改正するものである。



## 第三十五号議案

箕面市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例制定の件

箕面市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日提出

箕面市条例第 号

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例

### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 市道の構造の技術的基準（第三条—第四十一条）

第三章 市道に設ける道路標識の寸法（第四十二条）

第四章 特定道路に係る道路移動等円滑化基準（第四十三条—第六十三条）

第五章 雜則（第六十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第二百八十号。以下「法」という。）第三十条第三項及び第四十五条第三項の規定に基づき、市道を新設し、又は改築する場合における市道の構造の技術的基準及び市道に設ける道路標識の寸法の基準を定めるとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「移動等円滑化法」という。）第十条第一項の規定に基づき、特定道路を新設

し、又は改築する場合における同項に規定する道路移動等円滑化基準を定めることを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号。以下「令」という。）、移動等円滑化法第二条及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項（第四号に限る。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

一 植樹帯等 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる帶状及びます状の道路の部分をいう。

二 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件又は施設を設置するため必要な幅員を除いた幅員をいう。

三 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。

四 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

#### 第二章 市道の構造の技術的基準

##### (市道の区分)

第三条 市道の区分は、令第三条の定めるところによる。

(車線等)

第四条 車道（副道、停車帯その他令第五条第一項の国土交通省令で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の市道にあっては、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数及び幅員の基準は、規則で定める。

3 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員の基準は、規則で定める。

(車線の分離等)

第五条 第三種第一級の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が四以上であるその他の市道について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

3 中央帯の幅員の基準は、規則で定める。

4 中央帯には、側帯を設けるものとする。

5 前項の側帯の幅員の基準は、規則で定める。

6 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帶に接続して縁石線を設けるものとする。

(副道)

第六条 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である市道には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員の基準は、規則で定める。

(路肩)

第七条 市道には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帶又は停車帶を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側と右側に設ける路肩の幅員の基準は、規則で定める。

3 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける市道にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設げず、又はその幅員を縮小することができる。

4 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

(停車帶)

第八条 第四種（第四級を除く。）の市道には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帶を設けるものとする。

2 停車帶の幅員の基準は、規則で定める。

(自転車道)

第九条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の市道に設ける自転車道の設置及び幅員の基準については、規則で定める。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の市道（前項に規定する市道を除く。）に、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合に設ける自転車道の設置及び幅員の基準については、規則で定める。

3 自転車道の幅員は、当該市道の自転車の交通の状況を考慮して定める。

ものとする。

(自転車歩行者道)

第十条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の市道（自転車道を設ける市道を除く。）に設ける自転車歩行者道の設置及び幅員の基準については、規則で定める。

2 自転車歩行者道の幅員は、当該市道の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第十一条 第四種（第四級を除く。）の市道（自転車歩行者道を設ける市道を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の市道（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の市道に設ける歩道の設置及び幅員の基準については、規則で定める。

2 第三種又は第四種第四級の市道（自転車歩行者道を設ける市道及び前項に規定する市道を除く。）に、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合に設ける歩道の設置及び幅員の基準については、規則で定める。

3 歩道の幅員は、当該市道の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第十二条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等による歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(植樹帯等)

第十三条 第四種第一級及び第二級の市道並びにその他の市道に設ける植樹帯等の設置及び幅員の基準については、規則で定める。

- 2 植樹帯等の植栽に当たつては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第十四条 市道の設計速度の基準は、市道の区分に応じ、規則で定める。

(車道の屈曲部)

第十五条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第三十二条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第十六条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）の基準は、当該市道の設計速度に応じ、規則で定める。

(曲線部の片勾配)

第十七条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該市道の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、規則で定める値以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付きないことができる。

(曲線部の車線等の拡幅)

第十八条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない市道にあっては、車道）を適切に拡幅す

るものとする。ただし、第四種の市道にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第十九条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の市道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、

緩和区間ににおいてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さの基準は、当該市道の設計速度に応じ、規則で定める。

(視距等)

第二十条 視距の基準は、当該市道の設計速度に応じ、規則で定める。

2 車線の数が二である市道（対向車線を設けない市道を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第二十一条 車道の縦断勾配の基準は、当該市道の区分及び設計速度に応じ、規則で定める。

(縦断曲線)

第二十二条 車道の縦断曲線の基準は、当該市道の設計速度等に応じ、規則で定める。

2 縦断曲線の半径及び長さの基準は、当該市道の設計速度等に応じ、規則で定める。

(舗装)

第二十三条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少な

い等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

- 2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして令第二十二条第二項の国土交通省令で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第四種の市道（トンネルを除く。）の舗装の構造は、規則で定める。

（横断勾配）

第二十四条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、規則で定める値を標準として横断勾配をするものとする。

2 歩道及び自転車道等には、規則で定める値を標準として横断勾配をするものとする。

3 前条第三項に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第二十五条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。）の基準は、当該市道の設計速度に応じ、規則で定める。

（排水施設）

第二十六条 市道には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、きよ集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

（平面交差又は接続）

第二十七条 市道の平面交差又は接続方法については、規則で定める。

2 市道が他の道路と同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合における当該部分の車線の幅員の基準は、規則で定める。

4 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該市道の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第二十八条 車線（屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数が四以上である普通道路が相互に交差する場合（市道以外の普通道路と相互に交差する場合を含む。）においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なときは、この限りでない。

2 車線の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合（市道以外の小型道路と相互に交差する場合を含む。）及び普通道路と小型道路が交差する場合（市道以外の普通道路又は小型道路と交差する場合を含む。）においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 市道を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第四条から第七条まで、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条から第二十二条まで及び第二十五条並びに令第十二条の規定は、適用しない。

(鉄道との平面交差)

第二十九条 市道が鉄道と同一平面で交差する場合におけるその交差する市道の構造の基準は、規則で定める。

(待避所)

第三十条 第三種第五級の市道に設ける待避所の設置及び長さの基準は、規則で定める。

(交通安全施設)

第三十一条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で令第三十一条の国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第三十二条 第四種第四級の市道又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の市道には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所に設ける交通島)

第三十三条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第三十四条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で令第三十二条の国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

(防護施設)

第三十五条 落石、崩壊等により交通に支障を及ぼし、又は市道の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設

を設けるものとする。

#### (トンネル)

第三十六条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該市道の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該市道の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消防施設その他非常用施設を設けるものとする。

#### (橋、高架の市道等)

第三十七条 橋、高架の市道その他これらに類する構造の市道は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項並びに令第三十五条第二項及び第三項に規定するもののほか、橋、高架の市道その他これらに類する構造の市道の構造の基準に関し必要な事項は、同条第四項の国土交通省令で定めるところによるものとする。

#### (附帯工事等の特例)

第三十八条 道路に関する工事により必要を生じた他の市道に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた市道に関する工事を施行する場合において、第四条から前条までの規定（第七条、第十四条、第十五条、第二十四条、第二十六条、第三十一条及び第三十五条を除く。）並びに令第四条、第十二条並びに第三十五条第一項、第三項及び第四項の規定による基準をそのまま適用することが適當でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができ

る。

(小区間改築の場合の特例)

第三十九条 市道の交通に著しい支障がある小区間にについて応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の市道の構造が、第四条、第五条第三項から第五項まで、第六条、第八条、第九条第一項及び第二項、第十一条第一項、第十一條第一項及び第二項、第十三条第一項、第十六条から第二十二条まで、第二十三条第三項並びに第二十五条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができるとする。

2 市道の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間にについて応急措置として改築を行う場合において、当該市道の状況等からみて第四条、第五条第二項から第四項まで、第六条、第七条第二項、第八条、第九条第一項及び第二項、第十条第一項、第十一條第一項及び第二項、第十三条第一項、第二十条第一項、第二十三条第三項、次条第一項並びに第四十条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

第四十条 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の幅員等の基準は、規則で定める。

2 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならぬ。

3 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第三条から第

三十八条まで及び前条第一項の規定（自転車歩行者専用道路にあっては、第十二条を除く。）並びに令第四条、第十二条並びに第三十五条第二項、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

#### （歩行者専用道路）

第四十一条 歩行者専用道路の幅員の基準は、規則で定める。

2 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

3 歩行者専用道路については、第三条から第十一条まで、第十三条から第三十八条まで及び第三十九条第一項の規定並びに令第四条、第十二条並びに第三十五条第二項、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

#### 第三章 市道に設ける道路標識の寸法

##### （道路標識の寸法）

第四十二条 法第四十五条第三項の規定により、条例で定める市道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（以下「道路標識」という。）の寸法は、規則で定める。

#### 第四章 特定道路に係る道路移動等円滑化基準

##### （歩道）

第四十三条 特定道路（自転車歩行者道を設ける特定道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

##### （有効幅員）

第四十四条 特定道路における歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員の基準は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して、規則で定める。

##### （歩道等の舗装）

第四十五条 特定道路における歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくい仕

上げとする。

2 特定道路における歩道等の舗装の構造は、規則で定める。

(歩道等の勾配)

第四十六条 特定道路における歩道等の縦断勾配の基準は、規則で定める。

2 特定道路における歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配の基準は、規則で定める。

(歩道等と車道等の分離)

第四十七条 特定道路における歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 特定道路における歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さの基準は、規則で定める。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するために設ける植樹帯等や柵の基準は、規則で定める。

(歩道等の車道等に対する高さ)

第四十八条 特定道路における歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さの基準は、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して、規則で定める。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第四十九条 横断歩道に接続する特定道路における歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差の基準は、規則で定める。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者が円滑に転回できる構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

第五十条 第四十四条の規定にかかるらず、車両乗入れ部のうち第四十六

条第二項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、規則で定める。

(立体横断施設)

第五十一条 特定道路における高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設の基準は、規則で定める。

(乗合自動車停留所)

第五十二条 特定道路に設ける乗合自動車停留所の歩道等の部分の車道等に対する高さその他の乗合自動車停留所の基準は、規則で定める。

(自動車駐車場の障害者用駐車施設)

第五十三条 特定道路に設ける自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車の用に供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 前項の規定により設ける障害者用駐車施設の基準は、規則で定める。

(自動車駐車場の障害者用停車施設)

第五十四条 特定道路に設ける自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 前項の規定により設ける障害者用停車施設の基準は、規則で定める。

(自動車駐車場の歩行者の出入口)

第五十五条 特定道路に設ける自動車駐車場の歩行者の出入口の基準は、規則で定める。

(自動車駐車場の通路)

第五十六条 特定道路に設ける自動車駐車場の障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路の基準は、規則で定める。

(自動車駐車場のエレベーター等)

第五十七条 特定道路に設ける自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階(障害者用駐車施設が設けられている階に限る。)を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項の規定により設ける施設の基準及び自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造の基準は、規則で定める。

(自動車駐車場の通路の屋根)

第五十八条 特定道路に設ける自動車駐車場で屋外に設けられるものの障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第五十六条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(自動車駐車場の便所)

第五十九条 特定道路に設ける自動車駐車場の障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合における当該便所の基準は、規則で定める。

(案内標識)

第六十条 特定道路において、交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロツク)

第六十一条 特定道路における歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車

停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロック又はこれと同等の機能を有するもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック等」という。）を敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロック等の色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロック等には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

#### （休憩施設）

第六十二条 特定道路における歩道等に設置するベンチ及びその上屋の基準は、規則で定める。

#### （照明施設）

第六十三条 特定道路における照明施設の基準は、規則で定める。

### 第五章 雜則

#### （委任）

第六十四条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の市道又は特定道路については、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は、適用しない。

3 第四十三条の規定により歩道を設けるものとされる特定道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な特定道路の区間にについて、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分を設けることができる。

(提案理由)

道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、市道を新設し、又は改築する場合における市道の構造の技術的基準等を定めるため、本条例を制定するものである。

## 第三十六号議案

箕面市準用河川管理施設等構造条例制定の件

箕面市準用河川管理施設等構造条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日提出

箕面市長 倉田哲郎

### 箕面市条例第 号

箕面市準用河川管理施設等構造条例

#### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 堤防（第三条—第十五条）

第三章 床止め（第十六条—第十九条）

第四章 壁せき（第二十条—第二十三条）

第五章 水門及び樋門（第二十四条—第三十条）

第六章 橋（第三十一条—第三十八条）

第七章 伏せ越し（第三十九条—第四十三条）

第八章 雜則（第四十四条—第四十六条）

#### 附則

#### 第一章 総則

##### （趣旨）

第一条 この条例は、河川管理施設又は河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

##### （用語の定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 計画高水流量 過去の主要な洪水及びこれらによる災害の発生の状況並びに流域及び災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮して、河川管理者が定めた高水流量をいう。

二 計画横断形 計画高水流量の流水を流下させ、背水が河川外に流出することを防止し、水位の流水の作用に対し耐えるようにし、河川を適正に利用させ、流水の正常な機能を維持し、及び河川環境の整備と保全をするために必要な河川の横断形で、河川管理者が定めたものをいう。

三 流下断面 流水の流下に有効な河川の横断面をいう。

四 計画高水位 計画高水流量及び計画横断形に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、河川管理者が定めた高水位をいう。

## 第二章 堤防

### (適用の範囲)

第三条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するためには設ける堤防について適用する。

### (構造の原則)

第四条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位以下の水位の流水の通常の作用に対して安全な構造とするものとする。

### (材質及び構造)

第五条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、

その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。

(高さ)

第六条 堤防の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に〇・六メートルを加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高（以下「堤内地盤高」という。）が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。

2 胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。

(天端幅)

第七条 堤防の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が〇・六メートル未満である区間を除き、三メートル以上とするものとする。

(盛土による堤防の法勾配等)

第八条 盛土による堤防（胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。）の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が〇・六メートル未満である区間を除き、五十パーセント以下とするものとする。

2 盛土による堤防の法面は、芝等によつて覆うものとする。

(護岸)

第九条 流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法面に護岸を設けるものとする。

(水制)

第十条 流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は

水勢を緩和する必要がある場合においては、適當な箇所に水制を設けるものとする。

#### (管理用通路)

第十一条 堤防には、規則に定めるところにより、河川の管理のための通路（以下「管理用通路」という。）を設けるものとする。

#### (波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置)

第十二条 二以上の河川の合流する箇所の堤防その他の堤防で波浪の影響を著しく受けるものには、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 表法面に護岸又は護岸及び波返工を設けること。
- 二 前面に消波工を設けること。

2 前項の堤防で越波のおそれがあるものには、同項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 天端及び裏法面をコンクリートその他これに類するもので覆うこと。
- 二 裏法尻に沿つて排水路を設けること。

#### (背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例)

第十三条 甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生ずることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第六条第一項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によつて背水が生じないようにすることができる区間にあつては、この限りでない。

2 前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さと乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高

水位に、〇・六メートルを加えた高さとが一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間（湖沼である河川の区間を除く。以下「背水区間」という。）の堤防の天端幅は、第七条の規定により定められる箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。

（天端幅の規定の適用除外等）

第十四条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第七条及び前条第二項の規定は、適用しない。

2 胸壁を有する堤防に関する第七条及び前条第二項の規定の適用においては、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。

（連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例）

第十五条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合においては、それぞれの段階における堤防について、計画堤防の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章（前二条を除く。）の規定を準用する。

第三章 床止め

（構造の原則）

第十六条 床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさ

ない構造とするものとする。

#### (護床工)

第十七条 床止めを設ける場合において、これに接続する河床の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工を設けるものとする。

#### (護岸)

第十八条 床止めを設ける場合においては、流水変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、規則で定めるところにより、護岸を設けるものとする。

#### (魚道)

第十九条 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、規則で定めるところにより、魚道を設けるものとする。

#### 第四章 堤

##### (構造の原則)

第二十条 堤は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 堤は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堤に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

##### (流下断面との関係)

第二十一条 固定堤は、流下断面(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条において同じ。)内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合に

おいて、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、この限りでない。

#### (護床工等)

第二十二条 第十七条から第十九条までの規定は、堰を設ける場合について準用する。

#### (洪水を分流させる堰に関する特例)

第二十三条 第二十一一条の規定は、洪水を分流させる堰については、適用しない。

### 第五章 水門及び樋門

#### (構造の原則)

第二十四条 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

#### (構造)

第二十五条 水門及び樋門(ゲート及び管理施設を除く。)は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

#### (断面形)

第二十六条 河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量を勘案して定めるものとする。

2 前項の規定は、河川及び準用河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。

(ゲート等の構造)

第二十七条 水門及び樋門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

2 水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 水門及び樋門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(水門のゲートの高さ等)

第二十八条 水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さを下回らないものとするものとする。

(管理施設)

第二十九条 水門及び樋門には、規則に定めるところにより、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

(護床工等)

第三十条 第十七条及び第十八条の規定は、水門又は樋門を設ける場合について準用する。

第六章 橋

(河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則)

第三十一条 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする

2 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の

流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台又は橋脚に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

#### (橋台)

第三十二条 河岸又は背水区間に係る堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この項において同じ。）に設ける橋台は、流下断面内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 堤防に設ける橋台（前項の橋台に該当するもの除く。）は、堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。

3 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。

4 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

#### (橋脚)

第三十三条 河道内に設ける橋脚（基礎部（底版を含む。次項において同じ。）その他流水が作用するおそれがない部分を除く。以下この項において同じ。）の水平断面は、できるだけ細長い橢円形その他これに類する形状のものとし、かつ、その長径（これに相当するものを含む。）の方向は、洪水が流下する方向と同一とするものとする。ただし、橋脚の水平断面が極めて小さいとき、橋脚に作用する洪水が流下する方向と直角の方向の荷重が極めて大きい場合であつて橋脚の構造上やむを得ないと認められるとき、又は洪水が流下する方向が一定でない箇所に設けるときは、橋脚の水平断面を円形その他これに類する形状のものとすることができ

る。

2 河道内に設ける橋脚の基礎部は、低水路（計画横断形が定められる場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この項において同じ。）の表面から深さ一メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面又は高水敷の表面より下の部分に設けることができる。

（径間長）

第三十四条 橋脚の径間長は、規則で定めるところにより、算出するものとする。

2 計画高水流量が一秒間につき五百立方メートル未満で川幅が三十メートル未満の河川に設ける橋（規則で定める主要な公共施設に係るもの�除く。）の径間長は、河川管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、十二・五メートル以上とすることができる。

3 河道内に橋脚が設けられている橋、堰その他の河川を横断して設けられている施設に近接して設ける橋の径間長については、これらの施設の相互の関係を考慮して治水上必要と認められる範囲内において規則で特則を定めることができる。

（桁下高等）

第三十五条 橋面（路面その他規則で定める橋の部分をいう。）の高さは、背水区間においても、橋が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

(護岸等)

第三十六条 第十七条及び第十八条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

(管理用通路の構造の保全)

第三十七条 橋（取付部を含む。）は、規則で定めるところにより、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

(適用除外)

第三十八条 第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条、第三十四条及び第三十五条の規定は、湖沼、遊水地その他これらに類するものの区域（規則で定める要件に該当する区域を除く。）内に設ける橋及び治水上の影響が著しく小さいものとして規則で定める橋については、適用しない。

2 この章（第三十五条及び前条を除く。）の規定は、堰<sup>せき</sup>又は水門と効用を兼ねる橋及び樋門に附屬して設けられる橋については、適用しない。

第七章 伏せ越し

(適用の範囲)

第三十九条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

(構造の原則)

第四十条 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付

近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(構造)

第四十一条 堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。）を横断して設ける伏せ越しにあつては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

- 2 第二十五条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。  
(ゲート等)

第四十二条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート（バルブを含む。次項において同じ。）を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

- 2 前項のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(深さ)

第四十三条 伏せ越しは、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。）の表面から、堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。）の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ二メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

## 第八章 雜則

### (適用除外)

第四十四条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。

一 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によつて設けられる河川管理施設等

#### 二 臨時に設けられる河川管理施設等

#### 三 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等

四 特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造が第二章から第七章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

（計画高水流量等の決定又は変更があつた場合の適用の特例）

第四十五条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物については、法第二十六条の許可。以下この条において同じ。）があつた後における計画高水流量、計画横断形又は計画高水位（以下この条において「計画高水流量等」という。）の決定又は変更によつてこの条例の規定に適合しないこととなつた場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかつたものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

#### （小河川の特例）

第四十六条 計画高水流量が一秒間につき百立方メートル未満の小河川に設ける河川管理施設等については、規則で定めるところにより、この条例の規定によらないものとすることができる。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(提案理由)

河川法の改正に伴い、本市の準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定めるため、本条例を制定するものである。

### 第三十七号議案

#### 箕面市都市公園条例改正の件

箕面市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日提出

箕面市長 倉田哲郎

#### 箕面市条例第 号

##### 箕面市都市公園条例の一部を改正する条例

箕面市都市公園条例（昭和五十年箕面市条例第十五号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

##### 目次

##### 第一章 総則（第一条・第二条）

##### 第二章 都市公園及び公園施設の設置基準（第三条—第七条）

##### 第三章 公園の管理（第八条—第二十八条）

##### 第四章 雜則（第二十九条—第三十二条）

##### 第五章 罰則（第三十三条・第三十四条）

##### 附則

第一条中「昭和三十一年政令第二百九十号」の下に「。以下「令」とい  
う。」を加える。

第三条を削る。

第四章中第二十三条を第三十四条とする。

第二十二条第一号中「第四条第一項（第二十条）を「第八条第一項（第  
三十一條）に改め、同条第二号中「第五条（第二十条）を「第九条（第三  
十一条）に改め、同条第三号中「第十五条」を「第十九条」に改め、同条  
第四号中「第十七条第一項」を「第二十八条第一項」に、「第二十条」を「第

「三十一条」に改め、同条を第三十三条とする。

第四章を第五章とする。

第三章中第二十一条を第三十二条とする。

第二十条中「第四条」を「第八条」に改め、同条を第三十一条とする。

第十九条を第三十条とし、第十八条を第二十九条とする。

第三章を第四章とする。

第十七条第二項中「第十五条」を「第十九条」に改め、第二章中同条を第二十八条条とする。

第十六条を第二十七条条とし、第十五条の七を第二十六条とし、第十五条の六を第二十五条とし、第十五条の五を第二十四条とし、第十五条の四を第二十三条とし、第十五条の三を第二十二条とし、第十五条の二の二を第二十一条とする。

第十五条の二中「第四条第三項第二号」を「第八条第三項第二号」に改め、同条を第二十条とする。

第十五条第一項第四号中「第四条第三項各号」を「第八条第三項各号」に改め、同条第二項第三号中「その他」を「前二号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第十九条とする。

第十四条を第十八条条とする。

第十三条第二号中「第十五条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条第三号中「その他」を「前二号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第十七条とする。

第十二条を第十六条とし、第十一条を第十五条とする。

第十条中「第四条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第九条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条を第十三条とする。

第八条第一項第一号イ中「、住所及び職業」を「及び住所」に改め、同項第七号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第十二条とする。

第七条第一項第一号イ中「住所、氏名及び職業」を「氏名及び住所」に改め、同号ル中「その他」を「イから又までに掲げるもののほか、」に改め、同項第二号イ中「住所、氏名及び職業」を「氏名及び住所」に改め、同号ヘ中「その他」を「イからホまでに掲げるもののほか、」に改め、同条第二項中「第四条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第六条を第十条とする。

第五条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第六号中「はり紙若しくははり札」を「貼紙若しくは貼札」に改め、同条を第九条とする。

第四条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同项第一号中「、住所及び職業」を「及び住所」に、「事務所の所在地並びに事業内容」を「並びに事務所の所在地」に改め、同項第六号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第八条とする。

第二章を第三章とする。

第一章の次に次の二章を加える。

## 第二章 都市公園及び公園施設の設置基準 (都市公園の設置基準)

第三条 法第三条第一項に規定する条例で定める基準は、次条及び第五条に定めるところによる。

(住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第四条 市の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル以上とし、市街地の都市公園の住民一人当たりの敷地面積

の標準は、市街地の住民一人当たり五平方メートル以上とする。

#### (都市公園の設置)

第五条 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

一 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、〇・二五ヘクタールを標準として定めること。

二 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、二ヘクタールを標準として定めること。

三 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、四ヘクタールを標準として定めること。

四 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を越える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分發揮することができるようその敷地面積を定めること。

#### (公園施設の設置基準)

第六条 法第四条第一項本文に規定する条例で定める割合は、百分の二と

ある。

- 2 令第六条第一項第一号に規定する場合に関する法第四条第一項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができるとする。

- 3 令第六条第一項第四号に規定する場合に関する法第四条第一項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として第一項又は前項の規定により認められる建築面積を超えることができるとする。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第七条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公示しなければならない。

別表第一「別表第1（第10条関係）」又「別表第1（第14条関係）」に改める。

別表第二「別表第2（第10条関係）」又「別表第2（第14条関係）」に、「都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

別表第三「別表第3（第10条関係）」又「別表第3（第14条関係）」に改める。

附 則

この条例は、平成11十五年四月一日からの施行である。

(提案理由)

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の改正に伴い、都市公園及び公園施設の設置基準を定めるため、本条例を改正するものである。

### 第三十八号議案

箕面市まちづくり推進条例改正の件

箕面市まちづくり推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日提出

箕面市条例第 号

箕面市まちづくり推進条例の一部を改正する条例

箕面市まちづくり推進条例（平成九年箕面市条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 建設行為の基準等（第十八条・第十九条）」を

「第一節 建設行為の基準等（第十八条・第十九条）

第一節の二 特定公園施設の建設行為の基準（第十九条の二—第十九条

の八）」に改める。

第三章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 特定公園施設の建設行為の基準  
(都市公園移動等円滑化基準等)

第十九条の二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この節において「移動等円滑化法」という。）第十三条第一項に規定する都市公園移動等円滑化基準は、移動等円滑化法第二条第二号に規定する移動等円滑化を図るものとして次条から第十九条の八までの規定により定められた基準とする。

2 特定公園施設（移動等円滑化法第二条第十三号に規定する特定公園施設をいう。以下この節において同じ。）の建設行為を行おうとする者は、前項の都市公園移動等円滑化基準を遵守しなければならない。ただし、

災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この限りでない。

(園路及び広場)

第十九条の三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等(移動等円滑化法第二一条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下この節において同じ。)が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合の次に掲げる事項その他当該園路及び広場に関する事項の基準は、規則で定める。

一 出入口

二 通路

三 階段

四 傾斜路

五 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所における転落を防止するための設備

(休憩所及び管理事務所)

第十九条の四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所及び管理事務所を設ける場合の次に掲げる事項その他当該休憩所及び管理事務所に関する事項の基準は、規則で定める。

一 出入口

二 カウンター

(駐車場)

第十九条の五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合に設ける車いす使用者用駐車施設(車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。)の数の

基準は、当該駐車場の規模に応じて規則で定める。

- 2 前項の車いす使用者用駐車施設に係る幅、表示等の基準は、規則で定める。

(便所)

第十九条の六 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合の次に掲げる事項その他当該便所に関する事項の基準は、規則で定める。

- 一 床
- 二 便器
- 三 便房
- 四 出入口
- 五 広さ

(水飲場及び手洗場)

第十九条の七 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場及び手洗場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならぬ。

(掲示板及び標識)

第十九条の八 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
  - 二 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。
- 2 第十九条の三から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、第十九条の三の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならぬ。

ない。

第二十六条第一項中「建設基準」の下に「若しくは第十九条の三から第十九条の八までの規定による基準」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際、現に工事中の建設行為については、改正後の第三章第一節の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

##### (提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、特定公園施設の建設行為の基準を定めるため、本条例を改正するものである。

第三十九号議案

箕面市営住宅管理条例改正の件

箕面市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市営住宅管理条例の一部を改正する条例

箕面市営住宅管理条例（平成九年箕面市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 市営住宅の設置（第三条）」を

〔第一節 市営住宅の設置（第三条）

に改

第一節の二 市営住宅等の整備基準（第三条の二—第三条の十七）

める。

第二章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 市営住宅等の整備基準

（市営住宅等の整備基準）

第三条の二 法第五条第一項及び第二項の規定により条例で定める市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の整備基準は、この節に定めるところによる。

（健全な地域社会の形成）

第三条の三 市営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

（良好な居住環境の確保）

第三条の四 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるよう整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第三条の五 市営住宅等の建設に当たつては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第三条の六 市営住宅等の敷地（以下この節において「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第三条の七 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び污水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(市営住宅の住棟等の基準)

第三条の八 市営住宅の住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(市営住宅の基準)

第三条の九 市営住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 市営住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 市営住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 市営住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 市営住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

#### （市営住宅の住戸の基準）

第三条の十 市営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、二十五平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン放送の受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(市営住宅の住戸内の各部)

第三条の十一 市営住宅の住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(市営住宅の共用部分)

第三条の十二 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられてなければならない。

(市営住宅の附帯施設)

第三条の十三 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第三条の十四 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならぬ。

(集会所)

第三条の十五 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならぬ。

(広場及び緑地)

第三条の十六 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第三条の十七 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければなければならない。

第五条第二号イを次のように改める。

イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要があるものとして次に定めるものである場合 二十五万九千円

(1) 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者であつて、その障害の程度が次の表の中欄に掲げる障害の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める障害の程度であるもの

項 障害の種類	障害の程度
一 身体障害	身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度
二 精神障害	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級又は二級に該当する程度
三 知的障害	二の項に定める障害の程度に相当する程度

(2)

戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条  
第一項に規定する戦傷病者であつて、その障害の程度が恩給法

（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から

第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症に該当する  
程度であるもの

(3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百

十七号）第十一條第一項に規定する厚生労働大臣の認定を受けて  
いる者

(4) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を  
経過していないもの

(5) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する  
法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病  
療養所入所者等

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、規則で定める者

第五条第二号ロ中「令第六条第五項第二号に規定する金額」を「二十五  
万九千円（当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千円）」に  
改め、同号ハ中「令第六条第五項第三号に規定する金額」を「十五万八千  
円」に改める。

第七条第三項中「「令第六条第五項第一号」とあるのは「住宅地区改良法  
施行令（昭和三十五年政令第百二十八号）第十二条の規定により読み替え  
られた令第六条第五項第一号」を「二十五万九千円」とあるのは「十五  
万八千円」に、「令第六条第五項第三号」とあるのは「住宅地区改良法施  
行令第十二条の規定により読み替えられた令第六条第五項第二号」を「十  
五万八千円」とあるのは「十一万四千円」に改める。

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 市営住宅の入居者が、この条例の施行の日前において次の各号に該当する場合については、この条例による改正後の第五条第二号イの規定にかかわらず、当該各号に定めるときまでの間、同条第二号に該当するものとみなす。

一 六十歳以上（昭和三十一年四月一日以前生まれの者を含む。以下同じ。）の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合 当該十八歳未満の者が十八歳に達したとき。

二 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 当該小学校就学の始期に達するまでの者が小学校就学の始期に達したとき。

（箕面市営住宅管理条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 箕面市営住宅管理条例の一部を改正する条例（平成二十四年箕面市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三章の次に一章を加える改正規定のうち第三十九条第一項中「市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）」を「市営住宅等」に改める。

（箕面市牧落住宅団地条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 箕面市牧落住宅団地条例の一部を改正する条例（平成二十四年箕面市条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に十五条を加える改正規定のうち第二十二条第一項中「第三十九条第一項」を「第三条の二」に改める。

(提案理由)

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の改正に伴い、市営住宅等の整備基準及び入居収入基準を定めるため、本条例を改正するものである。

第四十号議案

箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例を次のように定める。

管理者の資格を定める条例制定の件

箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日提出

箕面市長 倉田哲郎  
箕面市条例第 号

箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号。以下「法」という。）第十二条第一項及び第二項並びに第十九条第三項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及びその監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格について定めるものとする。

（布設工事監督者を配置する布設工事）

第二条 法第十二条第一項の条例で定める水道の布設工事は、法第三条第八項に規定する水道施設の新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。

工事

一 一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事  
二 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

（布設工事監督者の資格）

第三条 法第十二条第二項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大學を除く。以下「大学」という。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する科目を修めて卒業した者（以下「第一号卒業者」という。）であつて、当該卒業をした後、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- 二 学校教育法に基づく大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した者（以下「第二号卒業者」という。）であつて、当該卒業をした後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- 三 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校（以下「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 四 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 五 十年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 六 第一号卒業者又は第二号卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院の研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第一号卒業者については一年以上、第二号卒業者については二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- 七 外国の学校において、第一号若しくは第二号に規定する課程及び科

目又は第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

八 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

九 公営企業管理者が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

（水道技術管理者の資格）

第四条 法第十九条第三項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- 二 大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、大学を卒業した者については四年以上、短期大学等を卒業した者については六年以上、高等学校等を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 四 大学、短期大学等又は高等学校等において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する科目並びにこれらに相当する科目以外の科目を修めて卒業した後、大学を卒業した者については五年以上、短期大学等を卒業した者については七年以上、高等学校等を卒業した者については九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 五 外国の学校において、第二号に規定する科目又は前号に規定する科

目に相当する科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

#### 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

#### (提案理由)

水道法の改正に伴い、水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定めるため、本条例を制定するものである。

第四十一号議案

箕面市下水道条例改正の件

箕面市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市下水道条例の一部を改正する条例

箕面市下水道条例（昭和四十四年箕面市条例第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 公共下水道の使用等（第十条—第十六条）」を

「第三章 公共下水道の使用等（第十条—第十六条）」

第三章の二 排水施設の構造の技術上の基準（第十六条の二・第十六条

の三）に改める。

第一条中「及び使用」を「、使用及び施設の構造の基準」に改める。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 排水施設の構造の技術上の基準

（排水施設の構造の技術上の基準）

第十六条の二 法第七条第二項の規定により条例で定める公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の技術上の基準は、次とおりとする。

- 一 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透さ

せる機能を有するものとすることができる。

三 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規程で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の入りを制限する措置が講ぜられていること。

四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規程で定める措置が講ぜられていること。

六 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規程で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。

七 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

八 暗渠<sup>(きよ)</sup>その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

九 暗渠<sup>(きよ)</sup>である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠<sup>(きよ)</sup>の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

十 ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。  
(適用除外)

は、適用しない。

一 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する公共下水道の排水施設で改正後の第十六条の二の規定に適合しないものについては、この規定（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

##### (提案理由)

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の改正に伴い、公共下水道の排水施設の構造の技術上の基準を定めるため、本条例を改正するものである。



第四十二号議案

箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、箕面市公営企業の設置等に関する条例（昭和四十年箕面市条例第三十五号）に定めるもののほか、箕面市水道事業（以下「水道事業」という。）及び箕面市公共下水道事業（以下「下水道事業」という。）の経営について必要な事項を定めるものとする。

(経営の規模)

第二条 水道事業及び下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

一 水道事業

イ 給水区域 別表のとおりとする。

ロ 給水人口 十三万五千百人

ハ 一日最大給水量 四万八千二百立方メートル

二 下水道事業

イ 予定処理区域 本市の区域のうち下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による協議を行った区域

ロ 予定処理区域面積 二千二十ヘクタール

ハ 計画処理人口 十五万七千九人

ニ 一日最大処理水量 九万七千四百五立方メートル

ホ 予定排水区域 イに掲げる区域と同一の区域

ヘ 予定排水区域面積 二千二十ヘクタール

2 水道事業において、公益上必要と認めるときは、本市の区域外に分水することができる。

(利益の処分等)

第三条 水道事業及び下水道事業において、毎事業年度生じた利益のうち地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第一項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額（以下「欠損金補填残額」という。）がある場合において、事業年度末日において企業債を有するときは、欠損金補填残額の二十分の一を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補填残額の二十分の一に満たないときは、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てるものとする。

2 前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、その残額の全部又は一部を建設改良積立金として積み立てることができる。

3 前二項に規定する積立金は、それぞれ次の各号に掲げる目的のために積み立てるものとし、当該各号に掲げる目的以外の使途には使用することができない。ただし、当該目的以外の使途に使用することについて議会の議決を経た場合においては、この限りでない。

一 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

二 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(箕面市水道事業給水条例の一部改正)

2 箕面市水道事業給水条例（平成九年箕面市条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第三十五号）第三条第三項」を「箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例（平成二十五年箕面市条例第 号）第二条第二項」に改める。

(提案理由)

地方公営企業の整備に伴い、箕面市水道事業及び箕面市公共下水道事業の経営について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

別表（第二条関係）

番号	区 域
一	本市の区域（石丸三丁目、白島、如意谷三丁目、如意谷四丁目、如意谷五丁目、白島三丁目、箕面二丁目、箕面八丁目、温泉町、箕面公園、大字栗生間谷、栗生間谷東六丁目、栗生間谷東八丁目、彩都栗生南四丁目、彩都栗生南五丁目、彩都栗生南六丁目、彩都栗生北三丁目、彩都栗生北四丁目、彩都栗生北五丁目、彩都栗生北六丁目、彩都栗生北七丁目、箕面、新稻、森町中一丁目、森町中二丁目、森町中三丁目、森町北一丁目、森町北二丁目、森町南一丁目、森町南二丁目、森町南三丁目、上止々呂美及び下止々呂美の区域を除く。）のうち標高〇Pプラス百四十メートルまでの区域
二	石丸三丁目のうち標高〇Pプラス百五十五メートルまでの区域の一部
三	白島のうち標高〇Pプラス百五十メートルまでの区域の一部
四	如意谷三丁目、如意谷四丁目、如意谷五丁目及び白島三丁目のうち標高〇Pプラス百七十メートルまでの区域の一部
五	如意谷三丁目、如意谷四丁目、如意谷五丁目及び白島三丁目のうち標高〇Pプラス百七十メートルまでの区域の一部
六	大字栗生間谷、栗生間谷東六丁目、栗生間谷東八丁目、彩都栗生南四丁目、彩都栗生南五丁目、彩都栗生南六丁目、彩都栗生南七丁目、彩都栗生北一丁目、彩都栗生北二丁目、彩都栗生北三丁目、彩都栗生北四丁目、彩都栗生北五丁目、彩都栗生北六丁目及び彩都栗生北七丁目のうち標高〇Pプラス三百三十五メートルまでの区域の一部
七	箕面のうち標高〇Pプラス三百四十五メートルまでの区域の一部
八	新稻のうち標高〇Pプラス三百九十五メートルまでの区域の一部
九	森町中一丁目、森町中二丁目、森町中三丁目、森町北一丁目、森町北二丁目、森町南一丁目、森町南二丁目、森町南三丁目、上止々呂美及び下止々呂美のうち標高〇Pプラス三百二十メートルまでの区域の一部